

令和4年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

令和4年3月4日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番 山 崎 裕 二 君

2 番 伊 藤 康 二 君

3 番 居 谷 知 範 君

4 番 谷 口 勝 巳 君

5 番 東 まさ子 君

6 番 山 田 均 君

7 番 畠 中 清 司 君

8 番 山 崎 眞 宏 君

9 番 西 山 芳 明 君

10 番 隅 山 卓 夫 君

11 番 松 村 英 樹 君

12 番 森 田 幸 子 君

13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（16名）

町 長 畠 中 源 一 君

副町長	山森英二君
参事	中尾達也君
企画財政課長	松山征義君
総務課長	長澤誠君
税務課長	中井伸幸君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	永海貴子君
こども未来課長	木南哲也君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	大西義弘君
にぎわい創生課長	栗林英治君
土木建築課長	山内和浩君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堀友輔
書記	山口知哉
書記	山本美子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の本会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

休憩中に議場内全体の空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3月1日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、町ケーブルテレビでの放映を依頼しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、最初の質問のみ質問席で行い、以降は自席に戻って自席にて答弁を受け、次の質問を行ってください。

最初に、山崎裕二君の発言を許可します。

1番、山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより令和4年第1回定例会における山崎裕二の一般質問を行います。

項目は4つ起こしております。

まず1点目、町長、副町長、教育長の期末手当に係る加算率についてです。

1点目、町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第2条にある町長、副町長、教育長（以下、常勤特別職）の期末手当に関する現行の加算率は、給料月額及び給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額に100分の15を乗じた得た額

の合計額としています。この規定はいつ施行したもののか。

以上、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

当時の合併協議会での協議を経て、町合併時の平成17年10月1日に施行されているということでもあります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 加算率について、当時の町特別職報酬等審議会で審議した経緯はあるか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 平成19年11月26日付で京丹波町特別職報酬等審議会へ京丹波町特別職の報酬額等に関する諮問を行っております。町長、副町長及び教育長の給料の額について審議をしていただきました。審議会提出の資料の中で特別職の給与額について提示をしておるようでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 審議会では額の審議をいただいたということですが、率について、当時の京都府内の他市町村の事情を踏まえた上でこういった加算率になったのかといったところを把握するために先ほどの質問を起こしました。

それでは、3つ目ですが、常勤特別職の期末手当を現行の加算率とした条例の提案理由は、どのような内容であったのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現行の加算率とした条例は、平成17年第1回の京丹波町議会臨時会におきまして、平成17年12月1日に専決処分の承認をいただいております。京丹波町役場位置条例、他190件の条例の制定についてというものでございまして、旧3町の条例の中から、京丹波町の設置に伴いまして、必要不可欠なものについて条例化を図ったものを一括でご承認をいただいたという経緯がございます。当時の議事録を確認しましたところ、詳細な説明というのはなかったようでございます。合併協議会の中で、旧3町の加算率といったものをご審議いただいて、そして条例化に至ったというような経過でございました。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今説明いただいた点を踏まえ、4つ目は、常勤特別職の期末手当に係る現行の加算率は、京都市45%、木津川市は地域手当を含んでますので、京丹波町より若干高くなっているということですが、それに次いで府内26市町村中、3番目に高い水準で

あります。また、近隣の南丹市、福知山市の100分の15や給料月額に加え、地域手当（100分の6）も算定基準額に含む亀岡市と比べても、突出して高い加算率になっております。今回も提案されておりますが、毎年3月定例会で提案のある給料及び期末手当の額を100分の10減じる同条例の限時改正の内容も含め、今後の行財政運営の俯瞰的な視座から、加算率の再考・見直しを行っていく考えはないか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 毎年のように、私ども、特別職、あるいは教育長の給料及び期末手当の10%減額を提案させていただいております。これは財政状況を考慮してその都度判断しているということでございます。しかしながら、今ご指摘があったように加算率というのは、そういう位置づけで府下でも高い部類に入るということであることは事実であります。当時の提案された理由は何であったのか。あるいはそうした高水準である加算率が果たして妥当なのかどうか。それこそ財政状況と総合的に、議員の言葉でお返しするならば、俯瞰的に見て、そして考慮しなければならないなと思っております。今後どのようになるかは、まだ私、現在の時点では未定でございますが、検討する余地はあろうかと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 合併した当時、近隣市町も、もしかしたら100分の40とか100分の45とかそういう水準であったかもしれません。それが、今、令和の状況を表でまとめてみますとああいった状況になります。もしかしたら他市町ではどんどん引き下げられていったような条例改正があったかもしれません。そういったところもできるだけ俯瞰的な視座からまた考慮していただきながら、基本的には、毎年10%減額する条例に関しては、毎年出していただいておりますが、私は、あれがなくなるような財政運営が町長、副町長、教育長のリーダーシップの下、行われることを期待しております。財政運営はしっかりもう見通しがついたので、限時改正はもう提案しなくていいんだというような4年間にもしていただきたいと思っております。

そういった点も踏まえまして、毎年、広報京丹波の9月号に特別職、職員、議員の給与一覧というようなページがあるんですが、加算率についてはどこにも文言が出てきません。町民の方も、多分、加算率と言われてもぴんと来ない方がほとんどだと思いますので、そういったところで高い水準にあるというのはまた考えていただいて、できるならば広報京丹波にも加算率の説明を加えていただくこともしながら、透明性を図りながら、財政運営に努めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、第2、学童保育についてです。

今回の施政方針でも述べられておりますが、私が一番いいと、ここに書いてあるなど思ったのが広報京丹波の12月号の町長インタビュー、教育と子育ての町に向けてといったところでした。そこでは、町長は、学童保育については、働く保護者が多い現状を踏まえて、内容を充実して安心して働ける環境も整えていきますと強い決意を述べておられます。

そこで、次の3点の提案型の質問を行っていきます。

昨年6月定例会の篠塚前議員の一般質問において、見直しを検討したいとの答弁があり、令和4年度の募集要項においても、もしかしたら毎年書かれているのかもしれませんが、改定する場合がありますとの記載もありますが、学童保育利用料（負担金）に係る町放課後児童健全育成事業設置条例第6条第1項を改正し、新年度より近隣市の約2倍高い階層の学童保育料を引き下げるべきではないか提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

本町の放課後児童クラブの負担金、近隣市と比較する際に区分の基準が若干違っておりますので、単純に比較はできませんが、所得税の額によって2倍となる階層もあります。他方、準要保護世帯、あるいは母子・父子世帯は所得税の額に関わりなく負担なしとしているように手厚い措置を取っている面もございます。

また、令和2年度の放課後児童クラブ運営費の保護者負担の割合は、28.2%でありまして、国が想定しています50%をかなり下回っているという状況であります。

こうした状況を踏まえまして、保護者負担の在り方について、負担の公平性、階層間の負担バランスを勘案しながら、検討しているという状況であります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今言っていた点、私も見ておりました。

ただし、福知山市では、階層とかそういったことに関わりなく3,500円としており、ご存じのように福知山市では、今、子育てがかなり充実した市というふうに京都府下でも出生率が高いといったような状況にもなっております。やはりこういったところがしっかりして市で子育てをしたいといったようなことがあると私は思いますので、そういったところも踏まえて28.何%といったところにこだわる気持ちも分かるんですが、やはり前樹山教育長が検討するといったことがもう半年たっておりますので、今回、条例改正が出るのではないかなといったことも篠塚前議員も話しておりました。近々こういった条例改正が出ることを私は願っております。

2つ目です。

学童保育の終了時間は、南丹市では通常保育、亀岡市では延長保育になりますが、18時半です。保護者の就労形態、就業場所や家族構成も多様化し、18時の迎えが困難との声も多く聞きます。もちろん、まず第一に考えていかないといけないことは、人の面で、支援員の処遇改善などにも努め、学童保育実施時間に係る町放課後児童健全育成事業設置条例第3条第2項を改正し、近隣市やこども園の延長保育時間と同様、学童保育の終了時間を18時半までに延長すべきではないかと考えます。この点については、3人の議員で共同でアンケートを実施させていただきました。回答いただきました結果を見ますと、18時半までにしてほしいという結果がおおよそ4分の3でありました。そういったところも踏まえて私は提案しておりますので、答弁を願います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

教育委員会で平成30年度の時点で放課後児童クラブの利用者へのアンケートを実施しております。そのアンケートでは、通常授業日の開設時間については、現状のままでよいという回答をされた方が当時63.77%でありました。しかしながら、働き方が多様化する現在の社会状況を踏まえますと、子育てしやすいまちづくりという視点から見ますと、開設時間の延長は必要なものであると考えております。

ただ、先ほど議員もご指摘いただいたように、支援員の確保が課題となりますので、支援員の処遇改善も含め、開設時間の延長ができるように検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） では、3つ目です。

関連した質問になるんですが、学校休業中の学童保育の開始時間についてです。これも8時半では、就労に支障があるとの声が多い。実際、この前、支援員の方にもお話を聞きに行ってきた。そうすると、実際の状況としては、7時45分に児童を学童保育の入り口のところへ送迎してこられて、子どもに降りてもらって行かないと間に合わないという状況があって、私たちもそれを見過ごすことはできないので、早い時間から開けているという実態もありますという話を聞きました。実態としては、そういった状況にあるといったことはもちろんご存じだと思います。先ほども言いましたが、やはり人の面、支援員の処遇改善などにも努めて、南丹市、福知山市の7時45分、亀岡市の8時や認定こども園の早期保育時間

にも鑑みて、開始時間を繰り上げるべきではないかと提案いたします。これに関してもアンケートの結果では、8割を超える方から時間を繰り上げてほしいという回答をいただいております。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 議員からご指摘いただいたように、現に支援員から、先ほどあったような状況については教育委員会としても承知をしております。いわゆる現実的対応をしていただいているというふうに理解しております。

先ほどの質問と同様に、休業中の開始時間の繰上げについても、検討すべき課題と捉えております。放課後児童クラブの開設時間の延長と併せて、こちらも同時に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 既に支援員の方はそのような状況で現場におられるといったことを踏まえて、これはもう即刻支援員の処遇改善というレベルではなく、処遇をはっきりさせないといけない部分がありますので、ぜひ検討をいただいて、夏休みになるまでに何とかなることを願っております。

アレルギー対応の公的医療保険適用について質問いたします。

平成29年の9月議会の一般質問でも、実はこの質問をしております。当時と状況が変わりました点としまして、昨年10月の新聞報道がきっかけでありました。ここで私は知りました。厚生労働省は、諮問機関の中央社会保険医療協議会の会合で、学校や保育所などに提出するため、食物アレルギーなどのある子どもの主治医が生活の注意点を記した文書について、公的医療保険の適用とし、今までだったらどれぐらいかかるのかという話を聞いたことがあって、大体この辺でそれを取ったら自費で4,000円から6,000円は負担してたという話でした。そういったことも聞いておりまして、平成29年に一般質問をさせてもらったんですが、そのときから大分月日がたってしまいました。今回は、新たに診療報酬対象とすることが提案され、大筋で了承されたというふうに報道にはあります。4月の診療報酬改定に向け、具体的調整を進めると、その10月下旬の段階では新聞報道に書いてありました。

それを踏まえて町長に答弁を求めたいんですが、公的医療保険適用、4月の診療報酬改定に向け、具体的調整が進む中、遅滞なく、一連の町子ども医療費助成制度の対象となるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） これは1つの課題であったと思ひまして、今回、診療報酬の対象となるといったことは歓迎すべきことだろうと考えております。ですから、診療報酬改定において、保険診療の対象となった場合には、改定が適用されたその時点から医療費助成の対象となるということでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 2番目として、各家庭における医療機関受診や文書作成料による経済的負担軽減のためにも、4月以降の受診を勧奨し、こども園や学校へのアレルギー疾患生活管理指導表など、京丹波町では、食物アレルギー除去食申請書、食物アレルギー診断書・除去指示書というふうに言ってるものかと思ひますが、こういったところも提出に猶予を持たせてはどうかというふうに提案いたします。ここにも対象の保護者の方から見せていただいたものがあるんですが、新規・継続の面談が行われて、こういった調査書を3月18日（金曜日）までに出してくださいといった案内をもらってますというふうに聞いております。昨年の報道を受け、こういったやりとりが3月18日だったら自費で4,000円とか6,000円かかってしまう、4月以降だったら公的医療保険の対象になりまして、子ども医療の助成の対象にもなるといった状況にありますので、今回に関しては、そういった点のやりとりに猶予を持たせてはどうかと考えます。学校については教育長、こども園については町長に答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 4月から認定こども園として開園するわけでございますけども、これまでの副食給食から主食も含めた完全給食を提供することといたしております。食物アレルギーがある子どもたちにも、年度当初から完全に給食提供できるようにするということが大前提でございます。そのためには、そういったご指摘の部分はあろうかと思ひますけれども、4月からやろうと思えば、3月中には症状の把握を進めるという手続が必要になるということでもありますから、そういったことをご理解願えればありがたいなと思ひます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小中学校におきましても、安全で確実なアレルギー除去食を行うためには、事前に準備期間を要しますので、少なくとも3月中には診断書の提出をお願いをしているという状況であります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） これに関しては、特にこども園に関しては、4月からスタートをするので、今町長も言われたとおり、安全安心な給食を提供するために時期を要するというのは十分理解いただけるかなと思いますが、公的保険の適用というのが大体4月からが多いので、今回はちょっと難しいかなという気もしておりました。安全な給食を提供してもらうためにできることを一生懸命考えていただいた上で、こういったことになるというのをまた私のほうからも町民の方に理解を求めていかないといけないかなと思います。

ただし、継続のほうは、もしかしたら何とかなっただのではないかなという気もしております。もう既に小学校に通われてる、中学校に通われていて学年が1つ上がるという段階のお子様に関しては、アレルギー症状が改善してたらまた違ってくると思うんですが、把握できてる部分があったかと思います。その把握をした資料に基づいて4月以降に診断書の提出を改めてしてもらうといったことが、もしかしたら可能だったのではないかなというのが、今回、3月定例会になって提案してしまった私も反省点です。

全国では、経済的負担から保護者が指導表を提出せず、保護者の話だけで対応を迫るケースもあるといった報道もありますが、公的医療保険の対象になれば、指導表の提出も求めやすくなるかと思います。もし、京丹波町内でもそういったケースがあったとするならば、子どもの安全につなげていくためにも、一層のきめ細かい対応に期待を寄せて次の質問に移ります。

最後です。今回は、最後の質問、かなり数を起こしてるんですが、もう既に令和4年3月定例会で提案いただいている令和4年度の当初予算でやっていただくということが分かった状態で質問するというケースになりました。私も18回一般質問をしてきて、ここまで明確に分かった状態で一般質問の提案をするというのは初めてです。若干、戸惑ってる部分があるんですが、私もこういった思いで育英金について考えておりましたので、お付き合いいただいて、答弁をそれぞれ求めていきたいと思っております。

私は、この育英金に関して質問をするのはこれで3回目です。京丹波町の前から、丹波町の育英基金の設置及び管理に関する条例というのがいつできたかひもといてみますと、1984年です。実に38年の歴史がある。その当時から給付の奨学金としていた。これは全国でも誇るべき給付の奨学金だったと思っております。

そういった点を踏まえて何回か、そうではあるんですけど、ここはこういうふうにしたらどうですかといった提案をさせていただきました。朝子教育長にもさせていただいたし、松本教育長にもさせていただいた経緯があります。それぞれ答えていただいたことも記憶しております。

そういったところから、何点か質問を起こしております。改めて質問させていただきます。

育英金は、指定日時に、誓約書持参の上、教育委員会に行き、教育長（不在時は教育委員会職員）ほかに会い、手渡しでの受領というプロセスであるが、その意図するところは何か。ほかの手当などと異なり、振込でない理由は何か。決してマイナスに言ってるわけではありませんが、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

育英金の交付の際に、できるだけ私に対応させていただきまして、高校、大学での様子をお伺いしながら、育英生に直接または保護者を通じまして、励ましのお声かけをさせていただきたいと、そういう意図で実施をさせていただいてるところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） ここ2年は、コロナ対応で年3回面談をする機会があったものが、夏休み終わってすぐだったと思うんですけど、1回だけになっております。そのときに教育長がいてくださって面談が行われたケース、行われなかった時間が大概あるというふうに把握しております。そういったところで非常に私はほかの手当と同じように振込にしておいて、面談の機会、話を聞く機会というのは利用者のもっと条件が合いやすい時間にするのも一考ではないかと思っております。そういった点もまた考えていただけたらという1番目の質問です。

2つ目としましては、条例の施行規則第17条第1号及び第2号において、高等学校及び高等専門学校は、育英金額を年額12万円以内と規定しています。しかし、近年の募集要項においては、両校の生徒については、6万円以内と記載があり、高校の無償化が2010年にスタートしておりますし、私立高校の無償化も2020年にスタートしていますが、こういったところも関係あるのかなといった点、何回か聞いたことがあるかもしれませんが、何年前の時点から6万円以内に変えたのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

平成24年度からでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 高校の無償化がスタートして翌年度ということになるかと思えます。

そういったこともあるわけですが、同規則同条第3号から第7号にある額と同額で募集する

他の学生・生徒群と異なり、高校生及び高専生のみ、減額して募集しているのはなぜか、それについても答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成22年に国の高校無償化制度が開始され、いわゆる授業料が無償となりました。それを受け、平成23年度の町育英基金評議員会での意見を踏まえまして、授業料以外の学費部分として、半額の6万円とすることを教育委員会で決定したものでございます。以後、同金額での募集を行っております。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 募集要項では6万円、規則では12万円という状態が続いたということになるわけですが、同規則同条によると、育英金の金額は、毎年度初めに居住との関係、家庭の事情等により決定するとあります。居住との関係、家庭の事情等とは、具体的にどのような点を想定しているのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 居住との関係につきましては、自宅外通学であるかどうか、また、家庭の事情等につきましては、各ご家庭の経済状況などを想定しています。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 募集要項で募集をして、これに申請したいといった人が申請された段階で分かることかというふうに思います。そこで、近年、高校生または高専生に、居住との関係、家庭の事情等を考慮し、6万円超12万円以内での支給を行った実績はあるのか。ないかもしれませんが、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） これまで、居住事情等を基に、育英金額を変更したという事例はございません。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 当時と事情が変わって、今日の新聞にも載っておりましたが、須知高校の中期選抜もかなり厳しい状況にあります。その中で、越境して篠山のほうからホッケーをしたいということで自宅外通学、富田とかそういったところで家を間借りしておられる生徒さんとかも出てきております。もしそういった方が町の育英金を受けたいといったケースに適合できるのであれば、6万円超12万円以内での支給といったところも考えていく

余地があるというふうに思いますので、そういったところも念頭に置いて、規則にある12万円以内といったところをちゃんと適用していただけたらというふうに思っております。

そして、6つ目です。

育英金の金額は、同規則第18条において、1世帯の複数給付の場合、2人目以降は半額給付とするとあります。令和2年の事業報告書によりますと、半額給付になっているのは、連立方程式で求めてみたんですが、高校生で11人、50%に相当します。3年生までの高専生で1人、専門学校生等で1人、大学生等で1人、9万円分であり、合計で39人中14人、4割強に相当し、額で言うと54万円分になっております。一番影響を受けているのが高校生といったところになっておりますので、6万円が3万円になっているような状況にあるのが半分ぐらいいらっしゃるということです。他方、町育英基金条例第1条では、勉学に対する意思の強固な学生・生徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資の支給等、育英上必要な措置を行い、有能な人材を育成することを目的として町育英基金を設置するとある。同一世帯の複数同時給付について、2人目以降を半額給付とすることは、全額給付の場合と較量して、有能な人材の育成を後退・阻害することにならないか。今回の当初予算の改正にもこういったところが反映されているのかなというふうに思いますが、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私は、教育環境を整えるということは、まちづくりにとって極めて大切なことであろうと、かねがね主張をいたしておるところでございます。

そして、子どもの進路をしっかりと背中を押すという意味では、育英資金制度ということは極めて重要な役割を果たす制度であろうと思いましたときに、育英資金制度の拡充に向けて、令和4年度から同一世帯の2人目以降についても、全額給付とするように教育委員会にお願いをしてきた経過がございます。ぜひ実現したいと考えております。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 畠中町長就任当初に、育英資金制度の拡充について指示をいただき、教育委員会としても、令和4年度から2人目以降全額支給に向け準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 折しも私も同じことを考えていて、今回提案に至ったわけですが、それが令和4年度の当初予算で実施できると、誠にすばらしいと喜んでおります。

1 回目の一般質問でこのことを扱ったのが 2014 年 6 月議会です。そこでも、当時の朝子教育長が金額の増額のことに関して質問したときに答弁として、経済的に修学が困難な学生・生徒の皆さんに厳しい状況です。条例の設置目的である有能な人材育成のためにも、今後、評議員会に諮り検討していきますというような答弁をいただいております。それが 7 年 10 か月ぐらい前になりますので、ようやくここまでたどり着いたなど。こんなこと言っただけではあれですが、樹山前教育長に篠塚議員を通じて、コロナ禍でもあるので、2 人目以降も半額ではなくて全額で支給したらどうかという提案を一般質問でしていただいたことがあります。そのときは、また違った答弁でした。今回、畠中町長になり、そういったところを素早く指示いただいたということは、よかったなというふうにやはり思います。

次の質問です。

7 番目としましては、町育英金制度より、後年度から、町独自の修学資金制度として実施し、条件を満たすと、返納の免除がある町医師確保奨学金等の貸与や町介護福祉士育成修学資金の貸与についての関連例規には、1 世帯の複数貸与の場合、2 人目以降を半額貸与とするとの規定はない。これらの修学資金制度との違いをどう評価していたか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まず前提として、こうしたことはそれぞれの特定の目的というものがあるかと思っております。そういう意味で言いますと、医師確保の奨学金の貸与に関する条例制定の目的というのは、医師の業務に従事しようとする方に対して、資金を貸与して医師となってもらうように、あるいはお医者さんを確保するといったことが目的でございます。お医者さんというのは本当に恒常的に不足をしております、京丹波町病院でも医師確保するために非常に苦勞をしている。そういった意味での政策的な奨学金とご理解いただければありがたいなと思います。

奨学金の貸与というのは、返還が前提でございます。医師を志して修学する者である本人に焦点を当てまして、京丹波町で医師として働いていただくこととなった場合には、お金ではなくて、その能力を京丹波町に還元していただくということで、返還の免除をするという趣旨でございます。ですから、給付型の町育英金制度と性質が異なると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 今回、最後の質問に向かっていくに当たって、この 7 番の質問は、ややベクトルが弱いなという気はしておりましたが、11 番のことが分かってるだけにちょっと胸をなで下ろしてる部分はあります。

8番、同一世帯複数同時の場合でも、学校に支払う授業料や教科書代などは個人個人の負担で半額にはなりません。同じ大学のOB割とか兄弟割というのは若干あるかもしれませんが、なかなかそういったケースになるというのは難しいかと思えます。また、各種手当や就学援助などについても、2人目以降が半額支給となるといったことはないわけです。町すこやか祝金の額に関しては、第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以降は20万円というふうになっております。町の制度において、育英金の支給に関してのみ個人ではなく世帯でとらえ、2人目以降を半額としていたのはどういった経緯があったのか答弁を求めておきます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

本町の育英金制度は、旧丹波町の制度を引き継いだもので、原資を篤志者の寄附に依存する限られた財源の基金であります。経済的理由により修学困難な方には幅広くお届けすることを目的でこういう制度を取っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 当時から気になっていたことですが、4年前の段階で育英金の残高が2,000万円、今回に至っては令和4年度当初になると900万円から800万円ぐらいになるのではないかなと思います。そういったところの兼ね合いもあって、当時の育英基金を受ける人に迷惑がかかっていると私は思っているんですが、2人目以降を半額とするというような措置を取ってきたといったこともなかったとは言えないと思っております。そういう意味では、今回いろんな面で考えるところがあったと思うんですが、提案につながったことは誠に喜んでおります。

町職員ほか公務員の扶養手当です。子どもに関しては、2017年度に1,500円増えて8,000円、翌2018年度には1万円となりました。加えて、高校や大学への進学に伴い、学費や教育費が家計の大きな負担になるとの理由から、16歳から22歳までの子がいる場合、1人当たり5,000円の加算となります。こういったところもありましたが、この加算理由をどう評価するか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） この件では、平成28年の人事院勧告でございますが、配偶者に係る扶養手当の見直しが行われました。民間企業並びに公務員における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化などを踏まえまして、他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額する、そして、

それを原資として子に係る手当額を引き上げるというものでございますが、影響を少なくする観点から段階的に実施されたということでございます。

また、16歳から22歳までの子に対する加算措置であります。平成5年に導入をされて、平成10年から現在の加算額となっております。義務教育である小中学校と比較しまして、高校、大学などの就学年齢における子の教育費等の家計負担に配慮されたと考えております。これは実情に即しているのではないかなと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今言っていたとおりでと思います。そういったところもあったのに育英基金は2人目以降は半額支給になっていたというのは、もしかしたら反省しなければいけない要因だと思います。

さらに、10番として、京都府奨学のための給付金においては、私も、京都府の文教課の方に問合せをしまして、ファクスで回答書をそういうふうを送っていただいて書いておりますが、多子世帯における経済的負担が相対的に大きく、2人目以降の支援を手厚くする必要があるので理由から、同一保護者扶養の高校生等が2人以上いる場合は、2人目以降の高校生等については、1人目の場合より、二、三万円増額して支給するとしております。かかる増額理由をどう評価するか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 一般に多子世帯ほど、教育費の負担が相対的に大きくなると言われてることは承知をしております。そのための増額であると考えております。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 育英資金制度の拡充でございますが、令和4年度から同一世帯の2人目以降につきまして、教育委員会で準備していただいているということで、2人目以降についても全額給付となるように検討していただいております。私は、やっぱりこういうことではなしに、先ほどと重複しますが、子どもの確かな進路を保障してあげる、後押しする、それが教育環境の整備につながるんだと思っております。ぜひこれを実現して、しっかりと応援していきたいという強い気持ちでございます。よろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 京都府のほうでは、むしろ増やしているといったような実態が続いている。しかもこれはいつの時点からかということ、高校の無償化の時点からです。そういった点もあったということを、また評議員会で報告いただいたりして協議していただきたい。

最後の質問です。

育英金の支給は、近年、増加傾向にある町ふるさと応援寄附金の使途指定先の1つである未来をひらく人を育てるまちづくり、さらには町長にお任せといったところもあるかと思いますが、それを財源として実施するにふさわしい事業と考えます。令和2年の事業報告書では、大体これが6,000万円ぐらいあったかというふうに聞きました。町長の所信表明にもあった教育と子育ての町、子どもを大切にす町理念を、明確かつ持続可能なものとして打ち出していく意味でも、何度も答弁を求める形になってしまいましたが、町ふるさと応援寄附金基金の使途指定先合致分も事業財源に充て、同一世帯複数同時給付についても、半額とせず、全額給付に改めるべきではないか、何度も答弁を求めている形になりますが、改めてお二人から答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 何回も重複したような格好になりますけれども、子育て環境を整備する、過疎にある本町につきましては、こうした教育環境を整えることは極めて重要でございまして、そのことにご賛同いただける町民の皆様方、また、全国からの応援寄附といったことはかなりあるのではないかと、私は確信をいたしておるわけです。ですから、そういった意味で、こうしたことを財源としながらしっかりと育英資金制度を確立すると思っております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、町長からも答弁がありましたように、教育委員会でも全額支給に向けて準備を進めているところであります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） ふるさと納税でこういった形で寄附いただけたというところが、まず一番大きかったと思うんですが、本当に基金がこの4年で枯渇するのではないかというふうに、当時から分かっておりましたので、物すごく心配しておりました。こういった制度は、やはり持続可能でないといけないというふうに思います。なくなったからやめるんだということでは、やはりそこで子育てをしようといったところに決してプラスにはならないと思いますので、こういった財源を使ってできるといったことが非常によかったというふうに思っております。今回提案したこと、今回一般質問でさせていただいたこととクロスしましたが、そういった思いを共有できて本当によかったと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、西山芳明君の発言を許可します。

9番、西山芳明君。

○9番（西山芳明君） 改めまして、おはようございます。

議席番号9番、西山芳明でございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいまから令和4年第1回定例会におきます私の一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。

依然、新型コロナの収束が見通せない中、またもやまん延防止等重点措置の延長要請が知事から行われ、今月の21日まで延長する方針が示されておりまして、様々な事業や行事が中止、もしくは大幅な変更を余儀なくされている状況が続いております中で、まずは75歳以上の皆さんから第3回目のワクチン接種が決まっているところであります。引き続き感染防止のために、マスクの着用、うがい、手洗いの徹底、小まめな換気など基本的な予防対策に努めていくことが重要であると考えております。

それでは、今回、私の一般質問は、地域包括支援センター機能の強化策について、住民健診に対する住民への周知徹底について、学童保育環境の改善について、町内図書室の利用促進について、町道235号線と南丹市道中道新田線との早期供用開始を、の5項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、1項目めの地域包括支援センターの機能強化策につきまして、畠中町政の公約の一番の柱として、健やかで幸せな食の町を挙げられております。町民が健康に過ごしていただくことが最大のまちづくりの要素であることを示されております。そのためには、まずは予防事業の推進が不可欠であり、その観点から包括支援センターの機能強化についてお伺いをしたいと思います。

令和3年4月より、従来の保健福祉課を廃止し、福祉支援課と健康推進課に分けて、より一層住民の健康と福祉の充実を推進するため、組織体制を見直し、強化を図るとともに、新庁舎建設に伴う本庁舎の移転を見据えた体制を整備することを目的として、機構改革が行われました。

昨年11月の新庁舎の開庁とともに、福祉支援課は新庁舎に移転をし、福祉一般事業や高齢者及び障害者福祉、介護、地域包括支援センターを担当することとなり、健康推進課では、保健指導や住民健診、公衆衛生に関すること、保健福祉センターの管理運営を担当することとなりました。

以降、1年が経過しようとする中で、改編による保健福祉に関する行政サービスにつきましての成果と課題につきまして6点にわたって町長にお伺いしたいと思います。

まず1点目は、福祉支援課と健康推進課との連携につきまして、定期的な連絡会議や情報

共有は適正に行われているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 介護福祉医療分野の連携する場として、地域ケア会議といったものを設置し、開催をいたしております。そこには健康推進課も出席しておるわけですが、そうした中で各事業の取組状況、あるいは個々のケースにつきまして情報共有を図っておるという会議を行っております。

また、日々の相談対応でございますけれども、その都度、担当で情報共有を行い対応を行っているという状況でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま町長から、連携を取りながら進めているというご答弁でございました。

団塊の世代全体が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代が急減する2040年問題を見据える中で、本町では、2021年度から2023年度までの3年間の高齢者施策の方向性を示す高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画が策定をされております。このような冊子にまとめられております。その中で、平成18年度から設置されました地域包括支援センターの機能強化が盛り込まれておりますが、前期の計画と比べ取組内容、人員体制等どのように強化が進められているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 第7期介護事業計画等の計画期間でございます令和元年度には、ケアマネジャーの資格を有する3名の保健師と、社会福祉主事資格を有する職員1名が、他の係と兼務で従事しておりました。保健師1名の退職がございまして、現在は、2名の保健師と社会福祉士資格を有する兼務職員1名が従事しておる状況でございます。

地域包括支援センターの業務というのは、コロナ禍の影響もございまして、入退院支援に関する相談業務などが増加をしております。また、今後の体制確保に向けた主任ケアマネジャーの育成も必要ということでございますので、今年度、保健師の採用をしたいと募集を行ったんですけども、残念ながら応募者がありませんでした。今後におきまして、継続的に体制強化を図っていく必要があると思っております。

そのような中でございますけれども、現在配置の保健師につきましては、計画的に主任ケアマネジャーの資格取得に取り組んでいただいております。地域包括支援センターの機能向上に今後とも一層努めていきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま町長からのご答弁の中では、本当に人材的にもなかなか採用は難しいといったお話でございます。もちろん全国的にそうした福祉関係の人材というのは少ない状況でございますし、しかしながら、先ほど申しましたとおり、福祉関係の業務というのは、さらに今後とも重要かつ拡大をしてくるだろうというふうにも思います。ぜひ積極的な、まずは人員整備をよろしくお願ひしたいと思います。

3点目でございますが、福祉支援課が担当する行政事務の中で、包括支援センターの業務がございますが、拠点の本庁に移動をし、包括支援センターの事業の中でも機能訓練が保健福祉センターで行われておる状況の中で、その運営状況に対する管理や遂行状況のチェックはどのように行われているのかお伺ひをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 運営に携わっております保健師資格などを有する会計年度任用職員の中から、毎回運営状況なり利用者状況を対面とか、あるいは記録で把握をし確認をしているところでございます。また、地域包括支援センターの職員につきましても、可能な限り、会場に出向きまして、運営状況の把握に努めているというところでございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 4点目に、高齢者が生き生きと暮らしていけるためには、まずは要介護にならないための機能維持訓練の取組は極めて重要な事業であると考えます。現状の取組状況につきまして、具体的に週にどれぐらいの回数を実施され、どれぐらいの皆様が参加をされているのか。

また、機能維持訓練を受けるべき予備軍としては、どれぐらいの方が存在しているのか。また、そのサービスに従事する現場を担当されておる職員の人数につきましてお伺ひをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 機能維持訓練でございますが、すこやか体操教室といったものを開催いたしております。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスC事業という位置づけであります。1週間に1回の利用でございますが、運動を行っていただく実時間は大体2時間となっております。本年2月現在、瑞穂保健福祉センターでは、火曜日の午後には9名、金曜日は午前、午後ともそれぞれ6名の方にご利用をいただいております。また、水曜日の午後には、和知高齢者コミュニティセンターにおきまして、9名の方にご利用をいただいております。ですから、合計30名が利用されているということ

になります。

職員体制につきましてですが、保健師資格などを有する会計年度任用職員が交代で3名ずつ従事をしているところです。

今後の利用見込みにつきましては、個々の相談の中で利用の必要性を見極めておきまして、見込者数の把握は困難でございますが、引き続き、必要な方が適切にご利用いただけるように、丁寧に対応をしてみたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 現在、30名の方が対象として機能維持訓練に参加をされているということでございますが、やはり毎年行われております健診等を通じて、さらに必要であろうと思われるような方の把握に努めていただくようお願いしたいと思います。

5点目に、機能維持訓練は、要介護や認知症になることをできるだけ予防しようとする意図から取り組まれているもので、高齢者の生きがいづくりにも直結する極めて重要なサービスでございます。そうした意味では、福祉支援課の業務ではなく、健康推進課の業務に入れるべきではないかと考えておりますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 65歳以上などの介護保険被保険者に対します機能訓練業務につきましては、介護保険法に規定する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業でございますけれども、そうしたことで実施することとなっております。介護保険業務の担当課でございます福祉支援課が主体となって取り組んでいるということでありませう。

また、介護認定などを受けておられない40歳から64歳までの方で、機能訓練事業の利用が必要な方につきましては、京丹波町機能回復訓練事業実施要綱といったものがありますが、そういったものに基づいて事業をご利用いただいております。担当課である健康推進課と連携しながら、事業効果などを考慮して、総合事業と一体的に取り組んでいるという現状でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 何度も申し上げますが、今後、高齢化のさらなる進展とともに、予備軍も増加をすることは必至でございます。包括支援センターの中核機能が本庁に置かれており、機能維持訓練が行われている保健センターとは距離的にも離れておきまして、どうしても管理者の目が届きにくい状況があるのではないかと考えられます。今後、ますます重要な位置づけとなる機能維持訓練につきましては、単に机上のみの情報ではなく、管理者自ら現場

に通い、現場の状況をしっかりと把握した上、問題や課題などの的確な分析を行う必要があると考えます。

また、実際に現場では、運動機能の維持だけではなくて、通所をされております高齢者へのメンタル面でのケアも必要な場合もございます。より利用者に寄り添った、心の通う、そして、円滑なサービスの提供を行う必要があると考えます。

このように、心身両面における総合的ケアサービスによって、まずは要介護や認知症に陥らないための予防事業に取り組む包括支援センターの果たす役割は極めて重要であり、健幸のまちづくり実現に向けた最重点事業の1つとして位置づけ、担当職員の増員や実施回数等の増加などに取り組むことが公約実現の第一歩ではないかと考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 確かに健幸なまちづくりということを標榜している私としては、機能維持訓練というのは極めて大事なことだろうと認識をいたしております。

そういうことで、高齢化が進む本町にとりましては、介護予防事業というのは、本当に要の事業であると考えております。体操教室で高齢者の方が体操を身につけて、自宅でも実践していただいたり、継続してもらうことで、体力向上し、介護予防につながっていくんだということがございますので、体操教室では一人週1回の利用とさせていただいております。

現在の担当人員につきましては、町が規定する要綱の基準は満たしているところでございますけれども、今後、利用者の状況など見ながら、担当職員の増員、また事業実施日を増やすといったことも検討する必要があると考えております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 先ほど冒頭に申しました京丹波町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画にも盛り込まれておりますとおり、2025年問題、2040年問題と今後ますます高齢者の増加が見込まれる中で、やはり包括支援センターの果たすべき役割の重要性をお互いに共有をし、より充実した体制整備で臨んでいただくことを改めて強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2項目めの質問ですが、住民健診に対する住民への周知徹底につきまして、住民が日々元気に暮らしていくための基本的な条件として、まずは健康な身体を保つことであり、日頃から体調管理については気をつけていただくことが必要であるとともに、万一、病気にかかったときには、早期発見、早期治療が何より重要と考えます。町民の健康維持の根幹をなす住

民健診につきましては、健康推進課の皆さんを中心に、毎年精力的に受診率の向上を目指すとともに、新型コロナにも十分配慮した中で、今年も住民健診の申込みの案内が届いております。

そこで、1点目に、乳がん検診、子宮がん検診が2年に1回となった背景につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 乳がん検診というのは平成30年度、子宮がん検診は令和4年度から体制を変更いたしております。

がん検診の実施につきましては、厚生労働省から指針が出されておりました、乳がん検診は、マンモグラフィ検査を2年に1回、視触診検査は推奨しないと定められています。また、子宮がん検診につきましては2年に1回と指針に定められているということでもあります。

乳がん検診は平成30年度に2年に1回のマンモグラフィ検査だけとして、毎年実施していた視触診検査を廃止いたしました。また、子宮がん検診につきましては指針に基づきまして、2年に1回に移行する時期を京都府内の市町村の動向等を見ながら検討しておりましたが、2年間の新型コロナウイルス感染症対策が移行する契機となりまして、令和4年度からの実施を決断したということでもあります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま厚労省の指針に基づき、そうした対応がされているということですが、例えば先ほど申し上げたとおり、乳がん、子宮がんの検診が2年に一度となったことから、胃がん検診につきましても2年に一度となったような誤解を受けられている方もあるようでございます。今後、さらなる健診受診率の向上のためにも、より丁寧な説明が必要と考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 乳がん検診の視触診廃止前には、健診結果報告会などを活用しまして、視触診検査に代わる自己検診の重要性について啓発に努めることができたんですが、今回の子宮がん検診の変更につきましては、2年間の感染予防対策の印象が強く、体制として2年に1回に変更したという事前周知が、健診申込案内に変更点を記載したのみでございます。これはご指摘のとおり、丁寧さに欠けていると私は考えております。そういうことから、胃がん検診も2年に1回と誤解も生じたことだろうと思います。今後は、検診案内時の説明文書の同封や、あるいは検診会場など皆さんと接する機会を通じて、ぜひご理解を図っていきたく、しっかりと頑張ります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいまの町長答弁の中で、今後さらにより丁寧な住民の皆さんへの説明に取り組んでいくという強い意志を感じたところでございます。

次に、3項目めの質問に入ります。

瑞穂地区におきます学童保育の環境改善につきまして、お伺いしたいと思います。

畠中町政の公約の2番目に、教育と子育ての町を掲げ、教育にもしっかりと投資をしていく方針が示されております。とりわけ、幼児教育、小中学校の教育環境の充実や学童保育の充実を挙げておられますが、その公約実現のためには、教育委員会の果たす役割も極めて大きいと思っております。

そこで、公約に示されております学童保育に関しまして、保護者の皆様が安心して働ける子育て環境を整えていくと示されておりますが、具体的な取組につきまして町長並びに教育長に3点にわたってお伺いをしたいと思います。

まず1点目に、教育長にお伺いをしたいと思います。現在、学童保育は、丹波地区は丹波ひかり小学校の敷地内において、また、和知地区は和知小学校校舎内におきまして設置がされております。

一方、瑞穂地区におきましては、旧瑞穂保育所の跡地に設置がされておきまして、建物自体も非常に古くなっており、瑞穂小学校からも距離的に離れていることから、安全性の面でも危惧をされる状況にあると思われませんが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 瑞穂地区の学童保育、のびのび児童クラブ2組でありますけども、こちらは旧桧山保育所を活用しております。この施設は、昭和51年に建築され、以降、46年が経過をしております。そのため、老朽化が進んでおりますので、児童が安全に過ごせる施設として、早急な施設整備が必要であると考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 先ほど、私、瑞穂保育所と申しました。桧山保育所の間違いでございました。

ただいま桧山保育所跡地で実施がされております瑞穂の学童施設については、早急に改善をする必要があるというふうなお話でございました。

先ほど山崎議員から、具体的に質問をする時点ではまだ明らかにされてなかったところが令和4年度の予算案の中に盛り込まれたというようなことでございましたけども、よく似た

話でございまして、今回、令和4年度の予算案を見ますと、一定の学童保育施設に関する予算も計上されておったようでございます。今後、具体化に向けまして、調査検討する過程におきまして、瑞穂の学童に通われている保護者の皆さんの声も聞くべきと考えますが、関連質問ということで通告にはないんですが、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 議員が今ご指摘いただきましたように、のびのび児童クラブ2組の施設整備につきましては、令和4年度当初予算に施設設計支援業務として計上をしております。安全性、利便性を考慮した学童保育施設となるよう、まずは保護者、そして支援員の皆様からご意見を聞かせていただいて、取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま教育長からご答弁がございましたとおり、やはりまずは利用をされますお子様をお持ちの保護者の意見、そしてまた現場の第一線で支援をいただいております支援員の皆さん方の生の声というのは非常に大事なことだというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

2点目に、丹波・和知地区におきましては、小学校と近接しておりますので、例えば夏場のプールの利用や、あるいはまた天候によっては雨天の場合の体育館の利用なども場合によっては可能であるなど、利便性が担保をされておりますが、瑞穂地区におきましては、小学校までの距離が遠くて、利便性の面においても課題があると考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘のように、現在、瑞穂の学童保育につきましては、学校と学童保育の施設が離れておりますので、移動等に安全性の問題でも課題があると考えております。そうしたことから、丹波の学童の施設改修の折につきましては、丹波ひかり小学校内に用地がございましたので、そちらに移して安全安心を図るという点から検討した経過もありますので、そうしたことも頭に置きながら考えていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま教育長から丹波地区の学童保育施設の位置につきましてのお話でございましたが、今後、瑞穂地区の学童保育施設を新たに更新をしていくという方向性の中で、1つの提案なんですけども、現在、瑞穂小学校の正門下に、従前旧瑞穂時代に町営住宅が建てられておりました用地で空き地となっているところがございます。その位置を利

用して新たな学童保育施設を設置することも一案ではないかと考えます。それによって、丹波・和知地区同様の学童保育環境が整い、保護者の皆さんにとりましても、より一層安心してお子様を預けられるほか、お子様にとってもプールや体育館など瑞穂小学校施設の活用等についても利便性が格段に向上していくと考えられますが、具体的に検討をされる考えはな  
いか、これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○9番（西山芳明君） 私は、山崎議員の質問にもございましたが、子育てというのは町の重要な施策であると思いますときに、そしてまた働く保護者の皆様方が大変多くなってきまして、こうした教育環境を整えるということは、まちづくりにとって極めて重要なことであろうという現状を認識しております。その中で見ますと、瑞穂の現在の状況というのは、やっぱり老朽化してふさわしくないなという私の実感です。そういった意味で教育長にも相談して、今後いい方向を見つけましょうという相談をさせていただいたというところでございます。積極的に取り組んでいきたいと思います。

場所につきましては、今議員のご指摘のような場所も1つ選択肢として頭に置きながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ここで暫時休憩に入ります。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き西山議員の質問から会議を再開します。

西山君。

○9番（西山芳明君） それでは、続きまして、4項目めの質問にまいりたいと思います。

どこでも図書館構想の推進につきまして、教育長にお伺いをしたいと思います。

昨年11月1日にひときわ木造建築の良さが光る新庁舎が開庁して以来、多くの来庁者の方がございます。とりわけ、交流ラウンジは、町内外から多くの注目と利用者が連日訪れているなど、所期の目的に沿った利用が見込めていることは大いに評価すべきところであると考えます。

先日、京都新聞に入っておりました新聞チラシを見ておりましたら、結果的にはコロナで中止になったようでございますが、京都駅発日帰り観光の周遊コースに本庁舎が盛り込まれておりましたのを発見し、こんなことは全国的にも極めてまれなケースではないかと思うとともに、その注目度及び観光資源としても評価されてるんだと改めて思いを新たにしたいと

るでございます。

そこで、当初の構想では、新庁舎の建設に併せて図書館の新設につきましても多くの要望があったものの、財政的な問題や場所確保の面などから、実現はしていない状況でございます。そうした中で、本庁舎1階の交流ラウンジ内の図書コーナーや町内既存の6図書室が連携をし、京丹波町どこでも図書館構想に基づき、それぞれの所蔵する書籍のデータベース化、ネットワーク化によりまして、全体を1つの図書館としての運営が始まっております。その概要は、本年2月20日の京都新聞でも取り上げられておったところでございます。

つきましては、町内図書室の現在の利用状況と今後の運営方針等についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目に、新庁舎交流ラウンジ内に図書コーナーが設置をされ、多くの町民の皆さんに利用されている様子を目にしますが、町の図書室の利用者、貸出冊数はどのように変化をしてきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えをします。

まず、交流ラウンジ内図書コーナーにおける利用状況についてでございます。11月1日のオープン以降、1か月当たりの貸出冊数はおよそ1,300冊、延べ利用者数はおよそ400人で推移をしております。これは、町内既存図書室の合計数とほぼ同数で、既存図書室の利用についてもこれまでと変わらず推移をしておりますので、11月のオープン以降、町全体の図書の利用は以前のおよそ2倍になっているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま教育長から交流ラウンジの図書コーナーの利用状況、すばらしく伸びておる、相当伸びており、既存の倍近くが伸びておるということでございました。それは主にどのような要因が考えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 特に、交流ラウンジ内に設置をしておりますアンケートの意見を見ても、交流ラウンジが明るく、くつろげる開放的な空間であること、また、開設に合わせて、新しく購入した書籍が多いこと、また、他の図書室と比べ開設時間が長いこと、さらには、図書館の先進地で勤務をされていた図書館司書を本町職員に迎えまして、少ない図書でも利用者に魅力的に感じていただける図書館サービスの提供ができていると、こうした声を伺っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま教育長からご答弁いただきましたとおり、本当に私も現場を見させていただいて、普通は背表紙ばかりが並んでおるところが、表紙が分かるように展示をされたり、あるいはまたセットで関連した図書をいかがですかというように、今、図書館司書の職員の方を迎えたということでございましたけども、やはりそうした工夫もかなり利用者の増に貢献しているのではないかなということを感じました。

次に、3点目ですが、移動図書館用として導入をされました公用車、駐車場でもひときわ目立っておるペイントされた車両は、現在どのように活用されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご質問いただきました移動図書館車は、町内図書室間の蔵書の回送のほか、蔵書数や開室日が少ない瑞穂地区の梅田、三ノ宮、質美の3つの図書室の開室にあわせまして巡回をしております。

今年度は、職員の人材育成、体制構築の準備が必要でありますので、試験的運用との位置づけをしておりますが、次年度の早い時期から本格的な運用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 現在、町内図書室が丹波地区は従来の中央公民館に加え、本庁舎内の交流ラウンジにもコーナーが新設をされました。

また、和知地区につきましては、ふれあいセンターに1か所設置をされております。

一方、瑞穂地区は4か所に分散している状況でございます。

そこで、どこでも図書館構想の推進に当たり、瑞穂地区に分散する図書室の今後の在り方や移動図書館用の車両の有効活用方法を含め、住民の皆さんの利用の利便性を高めていくため、先ほど試験的な運用というふうにございまして、さらに今後、本格的な運用というご答弁がございましたが、どのような方向を目指していかれるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本構想では、図書館サービスを町内の隅々まで届ける、こういうことを目標としております。これまで図書室内にとどまっておりました読書推進活動を、今後

は町内全域で行っていくことを目指してまいります。

具体的には、移動図書館車を活用し、瑞穂地区の図書室を含め各地区のサロン、要望のある場所へ巡回し、保育所、学校、福祉施設等との連携、図書館サービスを提供する拠点を増やしていきたいと考えております。

そのほか、オンラインサービスにおきまして、町内図書室の本はもとより、府立図書館や府内の各図書館の本もインターネットがあれば、いつでもどこでも、検索、貸出予約、取り寄せリクエスト等ができる環境を考えていきたいと思っております。町ホームページ内に、このサービスが利用できます「ほんサーチ」というウェブサイトを置いております。このウェブサイトの周知、それから利用促進を図り、図書館サービスの充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいまお聞きしましたとおり、府立図書館等とも連動したネットワーク化、また移動図書館の車両の機動力を生かし、きめ細かい図書貸出サービスの向上に取り組み、まさしくどこでも図書館の先鋒として役割を果たしていくことを期待しておきたいと思っております。

それでは、最後の質問になりますが、5項目め、町道235号線と南丹市道中道新田線との早期供用開始をということにつきまして、この質問に関しましては、従前から谷口議員から複数回にわたり質問をされている内容でございます。当時の答弁では、令和4年度供用開始予定との答弁でございました。現状の町道下山日吉線が日吉方面とのアクセス道路として極めて交通量も多い中で、狭隘部分も非常に多く、代替道路機能を有する本路線の一日も早い供用開始が望まれるところでございます。

そこで、次の2点に関して町長にお伺いしたいと思います。

まず1点目、本路線の現在の工事の進捗状況につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在、京丹波町と南丹市との接続部の最終工事を南丹市側で整備をいただいております。今年度末に京丹波町区域及び南丹市区域の事業全てが完了いたします。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 本年度内に全て完了するというところでございますが、本路線は、本町と日吉方面を結ぶ重要かつ利便性をかなり向上させる大きな意義を持つ路線であると考えられます。町民の日常生活道路という機能だけではなく、例えば本町内の救急体制におきまし

て、広域消防組合丹波出張所の救急車が救急出動中に万が一救急事案が重なった場合には、和知地区全域、丹波地区の富田、実勢、下山、旧瑞穂地区の質美には日吉の出張所から救急車が出動することになっております。現在の出動経路は富田、実勢を除き、離合も難しい狭隘な町道下山日吉線を利用しているとのことでございます。2車線道路の町道235号線を利用すれば、確実に現場到着が早まるのは明らかでありまして、一刻を争う事態にもいち早く対応できるためにも、一日も早い供用開始が必要と考えますが、今後のめどにつきましてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） ご指摘のとおり、この道路につきましては、大変多くのまた重要な機能を持つ道路として、早期の開通が望まれておりまして、大きな課題となっておったことは事実でございます。先ほど言いましたように、ようやく年度内事業完了が見込まれることになったことから、町道全線の安全点検などを早期に実施いたしまして、令和4年度の早期に供用開始できるよう努力をしていきたいと思っておりますし、また、南丹市ともしっかりと協議を進めていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 今ご答弁いただいたとおりでございますが、一日も早い全線開通をお願いしますとともに、今後開通した後には、特に路肩の草木の小まめなメンテナンスにも努めていただき、一日も早い整備を求めて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） これで西山芳明君の一般質問を終わります。

次に、畠中清司君の発言を許可します。

7番、畠中清司君。

○7番（畠中清司君） 改めまして、おはようございます。

議席番号7番、畠中清司、ただいま、議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

質問は3点ありまして、まず第1点、高齢者等支援事業について。1番、加齢による身体機能の低下に伴い、自動車やバイクの運転に不安を感じ、運転する機会が少なくなる。運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の運転による交通事故の抑止と公共交通機関の利用促進を図る高齢者運転免許証自主返納支援事業について、返納者の路線バス利用券1万円分の使用状況について伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町高齢者運転免許証自主返納等支援事業につきましては、平成

29年度より実施をしております。西日本JRバス及び町営バスでの令和3年度の利用状況を申し上げますと、令和4年1月末現在で、16万4,700円、内訳はJRバス7万7,500円、町営バス8万7,200円となっております。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 今の利用状況をお聞きしましたけども、この利用状況は%でいえば何%の使用ぐらいになっているのかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 令和3年度で申し上げますと44.51%となるところでございます。先ほどもございましたように、令和4年1月末現在でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 44.51%と今聞きましたけども、目標はやはり50%以上とか、今回、令和4年度の予算で、バス利用券以外の予算も計上されたように拝見しまして、その状況を評価はさせていただくんですけども、その状況を来年度1年間見ていただいて、同じような数字であれば、ほかの選択肢も考えていただきたいと思いますと思うんですけども、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 令和4年度につきましては、先ほど議員からもございましたように、交通系ICカードとバス利用券が選択できる仕組みとして4月1日からスタートさせていただくのと、またあわせまして、今まで2年間の期限を設けておりましたのも廃止をさせていただくという形で、より長期間にわたりまして利用していただけるような仕組みづくりと変えさせていただくところでございます。今もございましたけれども、今後の利用状況等見させていただきまして、今後の対応については検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） その件は分かりました。

2番にいきたいと思います。

後付け急発進抑制装置の購入及び取付けに要する費用の2分の1を乗じた額以内で2万円を上限として、普通自動車、小型自動車また軽自動車であり、使用者本人名義で町内に住所を有し、申請時に満70歳以上で、運転免許証を所有している高齢者使用の自動車への後付

け急発進抑制装置の取付けに係る費用の一部を補助するとしている。昨年度及び今年度において、申請や問合せ等があったのか伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町後付け急発進抑制装置取付費補助金につきましては、令和2年度より実施をいたしております。その実績といたしましては、令和2年度は申請件数2件で、問合せ件数については、把握できておりませんが数件あったと聞いております。また、令和3年度の実績はゼロ件で、問合せについては数件あったところでございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 今の後付け急発進抑制装置の申請ということに対して、住民の方への周知がなされていないとか、あまり知ってる方がおられないというように私もお聞きするんですけども、その点についての広報とか、もっと充実させようというようなお考えはないか伺います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） この制度につきましては、広報お知らせ版等を通じまして、広報も行ってきたところではございますけれども、今後も引き続きしっかりと広報をさせていただきたいというように思っているところでございます。

また、国の補助制度も昨年度で受付を終了されたということで、今後ますます利用者が増えるようなことも考えておりますので、しっかりとした形で広報させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 地域福祉について伺います。

本町で暮らす、全ての人が生き生きと心豊かに安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会などの福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力して、共に支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていこうとする取組や仕組みづくりが地域福祉ではありますが、「福祉に関心がある」、あるいはまた「福祉を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」と考える18歳以上の住民の割合が高いにもかかわらず、ボランティア活動への参加者が少ないことや、団体が伸び悩んでいる原因はどこにあると考えておられるか伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

- 町長（畠中源一君） 公的サービスや公的給付への期待の高まり、高齢期の就業環境の変化、人口減少が主な原因だと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大についても活動の阻害要因ではないかと考えております。
- 議長（梅原好範君） 畠中君。
- 7番（畠中清司君） それに関連しまして、住民の主体的な活動の取組を継続して行うためにも、研修などに参加した人の知識や経験などを生かせる機会づくりも必要ではないかと思うんですけども、見解を伺います。
- 議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。
- 福祉支援課長（岡本明美君） 今、それぞれ特に社会福祉協議会等にも委託をさせていただいております。サロンリーダーの養成講座等をお世話になっているところでございます。なかなかコロナの状況がありますので、計画どおりの開催をしていただけてないところでもありますけれども、そういった場でももともと活躍いただいていたような経験等を生かして活躍していただけるのではないかとこのように考えております。また、関連団体としましては、シルバー人材センターの活動についても、町としても支援をさせていただいてるところでございますけれども、そういったところでも登録をしていただいて、ご自身の経験をまた生かしていただく場づくりというのでできているのではないかと考えてるところでございます。
- 議長（梅原好範君） 畠中君。
- 7番（畠中清司君） 2番目に、計画は個人、家庭、地域・関連団体、行政を基本として、地域における多様な主体が、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、地域における福祉の仕組みづくりを行うための計画で、平成29年度から10年間を計画期間とする京丹波町地域福祉計画は、令和3年度末で中間となるが、計画策定後の担い手育成は進んでいるのか伺います。
- 議長（梅原好範君） 畠中町長。
- 町長（畠中源一君） それぞれの主体が、困難な状況にありながらも地域福祉増進のために、地道なご努力をいただいております。多くの主体が次世代への活動の継承を課題に感じられているのではないかと認識をいたしております。
- 議長（梅原好範君） 畠中君。
- 7番（畠中清司君） 先日も福祉計画が議員に配付されまして、私もいろいろ見ておりました。平成29年度からちょうど中間ということで、早速、計画の見直しということに対してやっておられるということで非常にありがたいと思っております。平成29年度からの5年間と今後の5年間につきまして、具体的とは言えませんが、ここをこうすればこうなる

かなというようなことがございましたらお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今回の見直しに当たりまして、先日も全員協議会でもご説明をさせていただいたところがございますけれども、見直しとは言いましても、平成29年度に策定をさせていただきました計画の内容につきまして、主に継承をさせていただくということで進めさせていただいております。なかなか、今、議員がおっしゃいましたように、ここをこうすればというところは、はっきりと申し上げるところもちょっと難しいところがあるんですけども、やはりこういった地域福祉の計画についても、なかなか住民さんの声もお示しをできておりませんでしたし、こういった計画があるというところをまず広報もさせていただいて、地域福祉に関して知識を高めていただけるというところを求めていかせていただきたいと思います。以上です。

また、この計画につきましては、行政だけが取り組む内容を計画に盛り込んでおるものではございませんでして、やはり住民さんなり関連団体さんの取組についても推進していただくような内容も盛り込んでおりますので、そういったことをこの計画をお示しする中で連携をして取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 今のお答えに関係するかもしれませんが、3番目に、本町も高齢化の進行をはじめ、毎年変化している中で計画に基づいてまちづくりをどのように進めていくのか。また、取組を評価・検証する仕組みはあるのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 地域福祉の増進というのは、本当に今、大きな課題でございまして、極めてまちづくりにとっては大切なこと、お互い住民同士が支え合っていく、そういう仕組みづくりが本当に大事なことでございますから、今回提案させていただいたこの計画というのは、本当に重要な計画だなと考えております。そういう中で、まずは多くの住民の皆様には計画の存在というのを知っていただく、そして理念や目標の共有を図っていきたくと考えております。また、計画に掲げられているか、あるいはそうでないかにかかわらず、町の実施する施策において、本町が抱える課題といったものを常に念頭に置いておく必要があろうかと思っております。

目標を達成するためには、状況に応じた施策や取組の変更も予想されます。これら进行评估、検証する仕組みとしての京丹波町地域福祉計画推進委員会というものがございます。そうし

た委員会の中において、今後、計画の推進状況を検証していきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 4つ目ですけども、社会情勢の変化に伴いまして、高齢になっても働き続けなければならない状況、夫婦共稼ぎでないと生活できない状況となっています。健康で時間的にも余裕がなければ地域で支え合う取組は難しいと思いますが、ボランティアで支える方向で計画が達成できるのか。ある程度、有償での方向性を見出せなければ解決できないと思いますけども、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 住民アンケートの結果として、地域活動とかボランティア活動への参加が困難な理由として、時間的な余裕がない、あるいは仕事の都合で難しい、そうした回答が大変多いわけです。こうした状況が続けば、地域福祉の増進をボランティア活動のみに頼るといったことは困難かと思えます。ボランティアを含む多様な主体の多様な取組を推進することが重要ではないかと考えております。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 今の関連で、今現在、ボランティアですけども、有償でやられているような作業というのはあるのかどうか伺います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） こちらも社会福祉協議会を中心にお世話になっている事業でございますけれども、住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」という取組がございまして、いわゆる「かがやき」とおっしゃっている事業でございます。こちらにつきましては、掃除ですとかガラスの窓ふきですとかを利用者と一緒に社協の職員がやっていただくというようなところで、利用者さんができることもしていただいて、一緒にやっていくというような自立支援の意味合いも含む活動でございます。利用者は1時間当たり300円だったかと思いますが、ご負担をいただきまして、それに赤い羽根の共同募金のほうから200円を上乗せした500円がスタッフの有償の分ということで手当てされるというようなことを伺っております。町として、こちらの取組を把握をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 5番目ですけども、ボランティア団体など関連団体は、現在、何団体あるのか伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 地域福祉計画の見直しに当たりまして、ご意見を伺ったわけですが、その関連団体はボランティア団体が50団体、関係団体が8団体、町内の障害サービスまたは介護サービス提供事業所が42事業所となっております。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 関連団体は、平成28年度当初と今回と5年後のことも書いてあって、平成28年度とさほど変わりはないと思うんですけども、関連団体ということになると、どういった関連団体が何をどういうふうに行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今、町長から答弁をいただきましたボランティア等ですと、傾聴ボランティアの団体ですとかそういった団体をここで今答弁をいただいたところでございます。

あと、関係団体につきましては、8団体ということでお答えさせていただきましたけれども、町の老人クラブの連合会さんですとか、身体障害者福祉会さんですとか、そういった福祉関係とつながりがある団体と連携をさせていただいてるところでございます。

あと、町内の障害なり介護サービス提供事業所の方とも連携をさせていただいております、そういったところの団体ということで福祉関係の関連団体というふうにとらまえているところでございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 続きまして、3番、生活環境の整備について伺いたいと思います。

1番、移住・定住対策につながる町営住宅として、時代のニーズに合った整備、高齢者に適したバリアフリー化、省エネ設備等の整備を進めていくべきではないか。また、現在保有している町営住宅の団地数を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在管理しております町営住宅のバリアフリー化、オール電化につきましては、建設時に一部の住宅は整備をされています。

今後につきましては、建築年から一定の期間が経過しておりますので、近隣の市町の状況なども参考にしながら、ニーズに合った住宅の修繕等を検討していきたいと考えております。

現在の住宅管理戸数でございますが、143戸となっております。団地数につきましては、公営住宅が9団地、特定公共賃貸住宅が6団地、特別賃貸住宅が2団地、合計で17団地となっております。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 続きますして、2番、老朽化した町有施設は、安全面、防犯面から安心安全な生活に影響を及ぼすおそれがあるため、今後も利用見込みがない施設については解体撤去すべきと考えますが、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） このことは1つの行政課題でございます。そうしたことから、町有施設の利用見込みにつきましては、町有施設ごとに利用状況とか老朽化の進度、どれぐらい進んでいるか、あるいは地域との協議内容などを基に、どうしていったらいいのかといったことを検討していきたいと考えております。

また、具体的な方向性の判断が必要な案件につきましては、町有土地及び施設等活用検討委員会という委員会が庁内にごございます。そういったものの中で、施設ごとに協議検討を行っているということでございます。

施設の除却には大変多くの費用がかかることも事実でございますから、財政面も含めまして計画的で段階的に、一遍にはできないので、段階的に取り組んでいくことをこれから考えていきたいと思っております。

令和4年度当初予算におきまして、除却も含めた今後の方向性について検討が必要だと考える町有施設につきましては、検討を行う上で、この除却コストを把握するための基本調査費の計上を本議会をお願いをいたしておりまして、今後、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 12月の一般質問でも聞いたんですけども、移住・定住に関わるお試し住宅的なものを町営住宅、あるいは町関連の施設、バリアフリー化も含めて、お試し住宅としてされたらどうかというようなことをお聞きして、この間、南丹市でも、お試し住宅を市がつくって提供するというような格好でやっておられます。お試し住宅をつくったからどうのこうのではないんですけども、私も、この間、町営住宅も含めて町関連の施設等をずっと見に回らせていただいたんですけども、年数によって大分開きがあることがよく分かりました。かなり老朽化している部分もあるし、今最新式のやり方でやっておられるところもあります。とにかく12月にも質問をさせていただいたように、お試し住宅をどこか1か所つくっていただくような検討を来年度はお願いしたいと思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 南丹市でもそういうお試し住宅といったことをやっておられることは新聞紙上でも拝見させていただいたところでございますし、本町でもそういった試みをした

ことがあろうかと思えます。移住定住対策の1つとして考えていきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） お試し住宅をするに当たっては、やはり広報の問題があると思うんです。やはり住んでいただく、来ていただくことを思えば、それなりに行政としてもやっていかなければならないと思えますので、来年度はそのような形で考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（梅原好範君） これで畠中清司君の一般質問を終わります。

次に、伊藤康二君の発言を許可します。

2番、伊藤康二君。

○2番（伊藤康二君） 議席番号2番、伊藤康二でございます。

議長より許可が出ましたので、通告書に従って一般質問を始めさせていただきます前に、ちょっと一言、言わせていただきます。

今般、ロシアによるウクライナ軍事侵攻によってお亡くなりになった方々に対し心から哀悼の意をささげるとともに、負傷された方々に対してもお見舞いの言葉を申し上げたいと思えます。

以上でございます。

それでは、質問ですが、3つの質問でございます。

1つ目、国道9号老ノ坂及び観音峠の新ルート建設について、2番目がカーボンニュートラルについて、3番目が農業振興についてでございます。

それでは、質問させていただきます。

1番、国道9号の老ノ坂及び観音峠の新ルート建設について、畠中町長の施政方針の中でもありましたように、災害に強いまちづくりが大切である。経験したことのない大型台風やゲリラ豪雨、また、線状降水帯の発生などにより大規模な自然災害が頻繁に発生してると言っておられます。国道9号の老ノ坂では、台風の通過時に倒木が度々あり、通勤時に支障がある。また、観音峠では集中豪雨により遮断されることもあるため、帰宅困難者になりかねないのが現状でございます。

1番目ですが、両者の危険性や不便さを理解しておられるのか伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京都縦貫自動車道が開通したとはいえ、今なお国道9号の老ノ坂、あるいは観音峠といったものは住民にとって大切な路線であることは間違いございません。

近年では、平成30年7月でございましたが、豪雨災害がございました。そういったときに国道9号、京都縦貫自動車道において、基準雨量を超えたために通行止めになったことは記憶に新しいところでございますが、そのときに降雨時の落石などによる通行止めが生じたことは承知をいたしております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、なぜ新ルートができないのか。進まないのか。その辺のことをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 新ルートにつきましては、我が町だけではなくに口丹波、あるいはもっと広く言えば、京都府北部全体の住民の皆様方の根強い要望が以前からあったのではないかなと考えておりますが、まずは先に京都縦貫道ができたということがございますし、また、これは自治体間の協議を整えるといったことが非常に重要でございますし、また、財源的なこともございます。国のほうで優先順位もあろうかと思っておりますし、そういったもろもろの複雑な要素が絡んで、いまだ実現できていないのではないかという認識を持っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 老ノ坂まで全部開通するのはなかなかのことでございますけども、私も162号線で京北のほうから通勤をいたしまして、2つの新しいトンネルが完成いたしました。15分ほど通勤時間が短縮しました。私も帰りの通勤では9号線のほうから帰ってまいりますけども、その辺で通勤時間が少しでも短縮できると、この中山間地域に新しい方が、若い方が移ってこられるというようなことも考えられますので、何とぞ町長には頑張っていたきたいと思っております。

それでは、2番目にまいります。

よく似た質問ですけども、利用者の危険性や不便さを回避するため、老ノ坂と観音峠に新ルートを建設すべきと考える。地元選出の二人の衆議院議員とも連帯をし、国に対して要望をすべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まず、老ノ坂の新ルート建設の要望でございますが、亀岡市、南丹市、京丹波町の各市長、町長をはじめといたしまして、各議長・議員の皆さん、あるいは各団体の皆さんで構成する京都丹波基幹交通整備協議会というのがありますが、そこで国、京都府をはじめ関係機関に対しまして、積極的に要望活動を行ってる現況でございます。

また、観音峠の新ルート建設につきましても、老ノ坂同様基準雨量を超える豪雨の際には

通行止めとなることがあります。町民にとって重要な生活道路が閉ざされる状況で大変不便な状況になりますので、今後、南丹市との調整を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますし、ご指摘のように、国会議員にも要望を伝えていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） では、2番目のカーボンニュートラルについてでございます。

前菅内閣総理大臣は、2020年10月26日の所信表明演説において、日本が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。

また、前菅内閣総理大臣は、2021年4月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2050年目標と整合的、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明いたしました。

そこで、カーボンニュートラルについて説明をさせていただきます。

カーボンニュートラルとは、地球上の温室効果ガス、大気中に含まれる二酸化炭素やメタンガスなどの総称でございますが、その排出量と吸収量、除去量を均等にさせるということでございます。

第1問目に、温室効果ガスの削減に対する所見を伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本定例会に京丹波町地球温暖化対策実行計画の区域政策編といったものを上程させていただいております。この計画にも掲げておるんですけども、温室効果ガス排出量の削減につきましては、基準年度を国及び京都府の計画と同じ2013年度（平成25年度）といたしまして、それに対して2030年度（令和12年度）には、50%以上削減することを目指して地球温暖化対策を推進してまいります。

さらに、2050年度（令和32年度）までに温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を目指していきたいと思っております。

これらの目標を達成するためには、町民の皆さん、そして事業者の方々、及び町行政が一体となって、削減に向けた取組を積み重ねていくことが大切であろうと考えております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 2番目に、提案でございますけども、新庁舎の裏側の竹やぶ跡に太陽光発電システムを設置して蓄電し、庁舎の電気を補充してはどうかと考えるが、所見を伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 1つのご提案だと受け止めてさせていただきますけれども、ご説明させていただきますと、新庁舎の開発行為に関する治水計画というのがあります。水をどう処理するかということの中で、裏山は、山地として流出係数を見込んでおるようでありまして、調整池というのを作っておりますけど、その容量を決定しておる。そして、新庁舎前駐車場の地下に埋設をさせていただいております。現状を変更して太陽光パネルといったものを設けることは難しいのではないかなということでございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 雨は上から降るものですので、太陽光発電と竹やぶの下にしみますから、水量のことはそんなに考えなくてもいいと思うんですが、そういうことなら仕方がないですけども、一応提案をさせていただきます。

3番目になりますが、本町が保有する公用車を電気自動車にしてはどうか。

先ほど言いましたけども、蓄電された電気によりまして、充電をすることを検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在、公用車として電気自動車を3台所有いたしております。

令和4年度におきまして、公用車1台の導入を予定しております。EVというのは、これからの課題になってきますので、今後、計画的に導入を図っていきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、4番目ですけども、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、カーボンニュートラル宣言をしてはどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本定例会に上程しております京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）におきまして、2050年（令和32年度）までに、温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を目指すこととしておりますので、計画案を議決いただき、そして計画決定となりましたら、この計画により、実質的に京丹波町はカーボンニュートラルを宣言したということでご理解をいただけたらありがたいなと思っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、次の項目に行きます。農業振興についてでございます。

1点目、令和4年度においても、コロナウイルスの猛威が沈静しない場合、再び米価下落が起こることが予想されます。国や京都府、また町に対して米生産者の不信感が増すことは必至であるが、このことに対して考えを伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在のコロナ禍が沈静化いたしまして、徐々に以前のような経済状況に戻ることを、本当に一日も早く戻ってほしいと心から願っております。でも、なかなか現在では先が見通せない状況にあります。米価下落などが再び起こらないかと大変心配をしているところでございます。本当に意欲が減退するところでありますので、引き続き、動向を見守りながら必要に応じて対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、2番目ですけど、令和3年度の米価下落により、米生産者は大打撃を受けています。1つの提案といたしまして、令和4年度において水稻苗に対しての補助をしてはどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） コロナで外食需要が落ち込んでおりまして、需要回復が見通せないということで、全国的に米価が下落し、稲作農家の所得が大きく減少したことを受けまして、令和3年度の主食用水稻作付農業者に対しまして、次期作の支援として、米価下落対策農業者支援給付金といったものを12月の定例会で議決をいただきまして、そして現在、申請をいただいた方から順次に給付をさせていただいている現状にあります。

令和4年度の主食用水稻の買取価格等を考慮しながら、米価下落が続く場合には支援策を考えていく必要があろうかと思っておりますが、まだ予測ができない状況の中で、苗にまでちょっと及ばないという考え方でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 昨年12月の補正予算でしたか、10アール当たり4,000円というお金をこの前私も頂いたんですが、補正というのは、この前ちょっと勉強しましたら、緊急のときにする制度だということです。今私が言ってるのは、まだ作付もしてませんが、前の予算のことです。食に対しての町長の考えの下で先を見越してそういうことができないかという思いで質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 確かに補正予算は緊急といった要素も含まれますけれども、やっぱり一つの結果を見て対応するというのも、それも1つの緊急という広い概念の中に入ってくるのではないかと思いますときに、なかなか米価の今年の成り行きというのは見通せない。これはどなたでも見通せない状況があろうかと思っておりますときに、苗にまで対策を講じるということは、少し私は厳しい状況があると思っておりますので、ご理解いただきたいと思いま

す。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、3番目になりますけども、野菜も売上げが伸び悩んでいるところでございます。一番大切な人材であります新規就農者や農業従事者を守るために、本町で一番人気のある黒豆の枝豆の生産拡大、販路拡大、開拓を目指し、大規模な選果場を建設し、本町の黒枝豆農家が利用でき、高収入につながるような施策が必要と考えるが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 農産物の流通につきましては、京丹波町観光協会に設置をいたしております地域商社事業部におきまして、若手農家や新規就農者などの安定収入をサポートするために、地域商社がある程度まとまった量の野菜を、一定価格以上で買取りをいたしまして、袋詰め、あるいは梱包などの商品化を行い、京都市内などのスーパーに卸す流通事業を進めている状況でございます。

また、令和4年度は、新規就農者の皆さん同士の情報交換等の交流や研修の機会を目的とした新規就農者支援事業に係る予算を本定例会で提案させていただいておるところでございます。

そういうハードもいいんですけども、まずはこうしたソフト事業を先行的に進めていきたいと思っておりますので、現在においては大規模な選果場の建設は考えておりません。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 新規就農者の方々は、なかなか機械を買うということができない。

それと、黒豆の枝豆というのは、人件費がむちゃくちゃかかるんです。たくさん作っても、普通の農家だと2反余りで、何町分を作るようなことになると、人件費だけで赤字になるという、そういうことがございます。今私が言いますように、選果場に持っていけるように、ライスセンターもそうですけども、昔ライスセンターができた頃には、1つの農家にそんな機械がいっぱいあるわけではなくて、小さい耕運機ぐらいで手で植えてた。それがライスセンターができたことによって、農家がうるおいを持ったという、そのような感じで、黒豆の枝豆に対しても、なかなか高い機械なので、できませんので、なるべくそういうところに目を置かないと黒豆の枝豆も、それから黒豆も、岡山県とかそういうところに生産を取られて、今でも取られている状況なので、その辺のところの考えをよろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、伊藤康二君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時10分とします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、山崎眞宏君の発言を許可します。

8番、山崎眞宏君。

○8番（山崎眞宏君） 議席番号8番、山崎眞宏です。

議長より発言の許可を得ましたので、発言させていただきます。

それでは、一般質問通告書により何点か質問いたします。

事項1、認定こども園についてお伺いいたします。

（1）令和3年規則第19号の京丹波町立認定こども園条例施行規則の（学級の編成）第5条の3の文中で、学級は、年度当初の日において同じ年齢にある児童で編成することを原則とするとありますが、こども園の場合は園児となるのではないのでしょうか。京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例では、同じく、学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とするとあります。このことから、園児となるのではないか。児童としているのはなぜかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） ただいま議員からご指摘のございました例規でございますが、令和3年12月に配付をさせていただきました施行規則でございます。令和4年4月1日を施行期日としているところでございます。改めて見直しをさせていただきました。確かにご指摘のとおり、統一を欠くと思えます。このことについては、今後、園児という表記に統一して改めたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 対応していただきますようよろしくお願いいたします。

（2）同じく、条例施行規則に教員の数などについて記載がないが、別に設けているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 教員数ですが、国と京都府における設置基準というのがございまして、そこに規定をされておるところですから、取り立ててここに記載はしておりませんが、平成29年度に策定した町立認定こども園の開設に係る基本計画というところに町独自で基準を設定しております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） はい、分かりました。

次に、（3）教諭の資格について、本町の認定こども園の場合は、幼保連携型認定こども園であることから、教諭の資格については、幼稚園教諭の免許状と保育士資格の2つの資格を併有することが原則となっているが、資格を併有する保育教諭の人数は適正に配置されているのかお伺いいたします。

また、制度開始から10年間、2025年3月31日までは経過措置期間としてどちらか一方の資格を持ち、一定の実務経験がある場合は保育教諭として働くことが認められていますが、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 認定こども園の開設に向けまして、幼稚園教諭及び保育士資格を持つ保育教諭を採用いたしまして、いずれか一方の資格者につきましては、積極的な取得を進めておりまして、京都府にも届出をしております。併有する者の人数は、会計年度任用職員も含めて適正に配置をしております。その他残余については、担当課から答弁します。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 現在、上豊田保育教諭19名中、幼保の免許どっちもある人が12名、片方が7名という形で、数を数えましたら7割程度、幼保の免状を両方とも持っている状況です。

あと、配置につきましては、今町長からもありましたように、適正に配置ができると見込んでおります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） それでは、次の質問に移ります。

（4）保育所で質の確保のため実施が努力義務とされている保育所第三者評価を受けておられると思いますが、その評価についてどんな評価であったかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在、保育所における第三者評価は実施ができておりません。認定こども園における運営上の改善や質の向上といった点で大変このことは重要です。努力義務ではあるんですけども、来年度以降各園でできるだけ実施できるように調整をしているところです。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今後、認定こども園では受けていただけるとのことですので。まず、良い評価が得られることを期待いたします。良い評価が得られますと、教諭とか関係者のモチベーションも上がると思います。保護者の安全安心につながります。また、こども園及び京丹波町全体の評価が上がることにもつながってくると思います。

それでは、次に移ります。

（5）サービス業に従事されている保護者にとっては、休日・祝日も、事前の届出制でも保育の実施を望まれていると聞くが、実施する考えはないかお伺いいたします。たんば、みずほ、わちの3か所全てにおいて実施できればよいが、教諭の数等もありますし、京都市立で行っているような合同で行うなどの方法でも検討すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 確かにそういうご要望はあろうかと思えます。

しかし、地域事情に応じて休日等の保育は実施するものですが、保育人材が本当にもうないんですよ。必要数の職員数の確保は本当に困難です。ですから、今定例会でも保育士の育成について、修学資金の返済に対する免除措置等をご提案させていただいてるような事情でございます。本当に現場は困っているという状況をぜひご理解を賜った上で、認定こども園開設後も現状どおりのことでしか対応できないということをご理解賜りたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今の答弁で次の質問ができるかどうかというのがありますが、（6）で、保育所について、こちらも特にサービス業に従事されている保護者にとっては、現行の土曜日の午後0時30分までの保育時間は短く、利用に制限があると思います。平日と同様に時間延長し、保育の充実に取り組みされる考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今、現状を申し上げますと、令和2年度の土曜保育の実績で、全190世帯のうち、土曜保育の申込みがあったのが13世帯でございます。そのうち実際に利用されたのが5世帯です。

また、令和3年度でありますけれども、全187世帯のうち、土曜保育の申込みがあったのが14世帯、うち実際に利用されたのは6世帯という現状です。

先ほど答弁させていただいたとおりの状況でございますので、現状では現行どおりの開設をさせていただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 堂々巡りになるかなとは思いますが、教員の数が少ないということもあると思いますが、例えば南丹市でしたら、京都新聞の折り込みに去年末と今年と保育士の募集というのを市自体が折り込みでやっておられるの也有ります。京丹波町もいろんなところで募集をかけておられるんだと思いますが、そういう方法もいろいろなことを駆使されて募集をお願いいたしたいと思ひます。土曜日の半日、日曜日、祝日の保育も、本当にサービス業に従事されてる保護者にとっては働きたいが働けない。例えば京都市などに行けば、そういう行政サービスが受けられるんですが、京丹波町では受けられない。だから若い人が流出する。町長が広報京丹波、12月のインタビューで答えておられる。学童保育については働く保護者が多い現状を踏まえて内容を充実して安心して働ける環境を整えていきます。移住施策を進めていく上でも、重要と認識していますと答えておられます。そのことから、保育についてもぜひともせめて土曜日の一日というのをできるだけ実施していただけるように努力していただきたいなとは思ひます。

次の質問に移ります。

事項2です。通学路の安全対策について、お伺ひいたします。

（1）文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁が連携して依頼されている、小学校の通学路における合同点検は実施されているのか。昨年、千葉県八街市において発生した事故により、危険箇所の取りまとめに当たっては、次の3点に沿って安全対策を講じるように依頼されております。

①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路。車の速度が上がりやすい箇所。大型車の侵入が多い箇所。②過去に事故に至らなくとも、ヒヤリハットの事例があった箇所。③保護者、見守り活動者、地域住民などから市町村へ改善要請があった箇所が挙げられている。

以上、今回要請されている観点からの点検において危険な箇所を認識し、道路の安全は確保できているのかお伺ひいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 令和3年6月に千葉県八街市で本当に悲惨な事故が発生いたしました。また、それに遡って、本当に私たちの身近なところの亀岡市でそういう事故が起きました。このことは日本全国挙げての大きな大きな課題となったことは皆さんご承知のとおりでございます。我が町では、各小学校から報告のあった通学路の危険箇所、計37か所ございますが、京丹波町通学路等安全推進会議の構成機関による合同点検、個別点検を実施いたしまし

た。

点検の結果を踏まえた安全対策につきましては、関係機関と連携をいたしまして、ハード・ソフト両面の対策を総合的に検討した上、可能な対策から速やかな実施をさせていただいております。全ての危険箇所において安全の確保を図ってまいらなければならないと思っております。

また、交通指導員の皆様により、毎月1回から2回、小中学校の通学時に、交通量が多い通学路の交差点16か所におきまして、交通指導を実施していただいております。児童生徒の通学時の安全確保に今後とも一層努めていく必要があると思っております。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 特に、先ほど町長が答弁いたしましたように、各小中学校から通学路の危険箇所については調査をして教育委員会に報告をし、そして先ほどありました安全推進会議で検討をいただいております。

それからまた、日頃の通学路の安全につきましては、学校の職員、PTA、そして学校を支えていただいております地域の皆様による見守り活動、登校時あるいは下校時も含めましてやっていただくことによって、安全安心な通学が確保できるように努力をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 危険な箇所の点検は終わり、大きな問題はないと思いますし、対応していただいているということで、ひとまずは安心できるかなと思います。

次に、（2）で、町道蒲生野中央線は、スピード表示がありません。規定はどのようになっているのか。速度制限表示板を早急に設置する考えはないか。

また、新庁舎が完成して一部は車道、歩道分離もされているが、車のスピードが上がりやすい状態になっていると思います。町職員の通勤時間帯には交通量も多くなっております。児童生徒の登校時間とも重なっている部分もあると思います。

また、大型車が通り抜けていく対象の道路にも該当するのではないかと思います、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 規制速度というのは、歩行者、沿道状況、道路構造、交差点間隔、大型車混入率などの諸条件を勘案して、公安委員会で決定されることになっております。

現在、ご指摘の町道蒲生野中央線は工事中でありまして、現時点では新たに規制をすることはできません。しかし、現状は、27号と9号を結ぶ幹線道路的な状況で、通り抜け車両

が多いことは事実です。ですから、現時点では新たに規制することはできませんけども、今後、引き続き完成時における交通安全対策について、公安委員会、警察としっかりと協議をして規制もかけなければならないと思っています。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） そういうルールがあると思いますが、ただ、私らふだん住んでいるに当たって、昔はそんなに広い道路ではなかった。今回、広くなれば、本当に車の抜け道状態になるんです。近所の子どもが学校に行くのでも、前の細い道ならトラックは入ってこないのに、逆に広がったことによって不安が増してるような気もいたします。表示板が付けられないなら、せめて立て看板でスピードを落としましょうというようなことも、また心にとどめていただけたらと思います。

次に、町道蒲生西階線の丹波ひかり小学校下の交差点についてであります。

大きな擁壁があり見通しが悪く、毎朝校長先生や学校関係者、見守り隊の人や警察によるパトロールカーでの見守りも行っておられます。時速30キロメートル規制になっているんですが、時速30キロメートル以下で走行している車はほとんど見られません。横断歩道のところで止まってくれない車もいるというふうにお聞きいたします。安全確保の観点から車の速度を抑えるハンプ等の設置ができないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 町道蒲生西階線でございますが、以前から安全対策でご指摘を受けるご質問等はたくさんございました。このことにつきましては、京丹波町通学路等安全推進会議におきまして、通り抜け車両が多く安全対策が必要な箇所として取り上げられまして、平成27年度から通学路の交通事故防止として、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に区分できるように、路側帯を緑色表示とするグリーンベルト整備を進め、今年度に完成をいたしました。

これにあわせまして、南丹警察署において、速度の取締りも実施をさせていただいております。

また、議員のご質問でございますハンプであります。この設置など物理的な対策をする際には、沿道住民の方々との調整が必要になってまいります。引き続き推進会議を中心に完成した整備の検証をすることと併せまして、さらなる整備の必要性について、今後協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 早急に何かの形で対策が取られることを要望しておきます。国も通学

路に特化した補助金制度を今回設けておりますので、子どもの安全については、やはり常に気を配り、車側、運転手の立場ではなく、歩行者、子どもの立場というのをまず優先して対策を取られるように要望しておきます。地域住民の方も、実際、自分の子どもがそういう安全でないと思われるところを通学してるということになれば、やはりそういうことには協力されると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

(4)です。蒲生野中学校の通用口の玄関部天井の塗装材の剥がれが見られます。このことは昨年コロナウイルスワクチン接種のときに気がついたのですが、近くにおられました町職員の方には報告しております。現在は注意書きもされておりますが、通行時に落下して、例えば目に入る等があると困りますから、いつからあの状態になってるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘の蒲生野中学校の件でありますけども、教育委員会でも直ちに現状の確認をさせていただきました。また、学校に確認をいたしましたところ、天井の塗装材がいつ剥がれたかということについては不明だということではありますが、このことに気がついたのは昨年の秋頃、風の強い日に剥がれた塗装材が飛散したということでありましたので、注意書きによる対応をしてきたということでございました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 認識されてるところなので次の質問ですが、補修の予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会でも確認をし、建物本体の劣化によるものではないと判断はしておりますが、長寿命化計画による改修のタイミングまでには時間がかかる可能性がありますので、調査の上、必要な対策を実施していきたいと思っております。ただ、当面、塗装材が飛散しないよう、応急の措置については実施をいたしました。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） いろいろな工事があって、順番があつたりと思っておりますが、応急処置なり取りあえずしていただいたということなので安心しております。

事項3に移ります。移住定住対策及び京丹波町のアピールについて何点かお伺いいたします。

(1) 地元の企業に他市町村から就職する際の居住場所に本町内が選ばれてないことがあります。町内に居住していただくよう行政として対応策を持って企業に働きかけを行ってはどうか。

先日、私の元勤め先にて、なぜ京丹波町が選ばれずに南丹市、特に園部が多いのかを尋ねましたところ、京丹波町にはアパートがないと聞いております。あるにはあるんですが、少なく空き部屋も少ない状況です。民間のアパートやマンションも不足して本町が選ばれていないのなら、例えば蒲生野中学校上の町営住宅蒲生野団地、24戸中、空きが15戸となっているのを貸し出すことも検討すべきではないかと考えます。空き部屋を利用することなどを行政から企業に働きかけをすれば、1人でも町内に居住していただけるのではないかと考えます。そのような取組、働きかけを行う考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町を活性化するためには、少しでも多くの企業に来ていただいて、しかもそこで働いていただく社員の皆さん、1人でも多くの方に住んでもらう、これは大きな願いでございます。そういう中ではありますが、蒲生野団地は特定公共賃貸住宅でありまして、いろんな縛りがある。所得基準等入居基準もございまして、現在入居条件が同居の親族があることとなっております。今後、単身者だけの入居につきましても、府内の状況を確認いたしまして、研究していきたいと考えております。

また、地元事業所の要望に基づきまして、本町へ移住して就業される職員用の寮や賃貸住宅の整備につきましても、起業連携移住促進事業という事業がございまして、そうしたものを活用して支援をしてみたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） いろんな方法で対応していただきますようお願いいたします。

(2) です。住民税や家賃の一部を補助することなど、より多くの人に選ばれる方法が、移住・定住につながるのではないかと思いますので、補助金制度等を設けてはどうか伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） いろんな方法があろうかと思っております。その中で、今議員ご提案の補助金制度でございまして、住民税や家賃の一部補助に関しましては、京丹波町に住所を移した方全てを対象とした個人給付であります。本町が目指す地域振興と絡めた施策展開が図りにくいと考えております。個人給付という1つの限界があるということでございまして。

また、移住された後は地域の一員であるとの認識からしますと、移住者として特別扱いを

して、補助することは全般的な公平性の観点から理解が得にくいのではないかなと考えております。

そういったことから、ご提案の補助金制度に関しましては、現在、制度化は考えておりません。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） （2）です。保有する公用車は何台あるかお伺いたします。例えば、隣の南丹市などは公用車には南丹市と名前が入っております。新庁舎の公用車の駐車場の車はほとんど京丹波町とは書いておられません。車の後ろにドライブレコーダーのシールが貼ってある程度です。なぜ書かれていないのかは置いておきますが、公用車に、例えば町長がよく言われております食の町 京丹波、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町など、広く町民からキャッチフレーズを募集することも含め、キャッチフレーズを書いたマグネットシート等を貼り付けるなどのことを行うことで、町のアピールに取り組んではいかがでしょうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 公用車は、消防車両を除いて現在133台所有をしております。議員ご指摘のとおり、食の町 京丹波、あるいは教育と子育ての町といったまちづくりの分かりやすい標語とか、あるいはそういう目標を掲げるためにも、そして、住民の皆様方の意識の向上、また、いらっしゃる皆様方にアピールをすることは極めて大事なことと思うんです。そういった意味では、ご指摘のとおり、公用車にマグネットシートを貼り付けるといったことも大事なことだと思っておりますので、今後どのようにしてやれるのかを前向きに考えていきたい、取り組みたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次です。（4）ふるさと住民票に取り組んではいかがでしょうか。近くでは、兵庫県丹波市が取り組んでおられます。

町内には住んでいないが、まちへの思いや行動をカタチにし、まちとの距離を近づける関係人口や交流人口を増やす取組として、ふるさと住民票に取り組む考えはないかお伺いたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） いろんな人口があります。交流人口と言われるものがあります。京丹波町と継続的に結びつく関係人口につきましては、何度も京丹波町を訪れたくなる多様な観

光施策の推進、ふるさと納税返礼品の魅力アップと併せまして、取り扱うインターネットサイトを増やしたことなどにより、年々増加していることだろうと考えております。今後、関係人口を定量的に図る指標や、京丹波町を訪れていただいた際のインセンティブをひもづけるツールとして有効となる取組などを研究していくことが必要であろうと認識をしております。その中で、今ご提案のふるさと住民票もその1つではないかなと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 公用車のマグネットシートの取付けやふるさと住民票などの取組については、決して難しいことではないと思いますので、よろしく願いいたします。

町長は、今年1月17日に発行されました広報京丹波に新年の挨拶で、食は本町が誇る最大の魅力で、これまで以上にPRに力を入れると述べられておりますので、いろんな取組を行うことで、新聞などパブリシティが取り上げてもらうのが一番効果があると思いますので、ぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

（5）ふるさと納税額の直近の金額はどのように推移してるかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 令和3年度の寄附金額につきましては、2月20日現在で1億2,442万円となっております。現時点において、既に昨年度の寄附金額1億6,444万6,000円を1,800万円程度上回ってる状況であります。

今年度の実績見込みといたしましては、1億3,000万円前後になるんじゃないかと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） （6）です。本町の町民が他の市町村に対して行っているふるさと納税額はどのような状況か、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 令和3年度の住民税課税状況から確認しますと、本町の納税者が他の市町村に対してふるさと納税を行った方は、175人。寄附金額としては1,150万4,000円でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 本町にさせていただく方もあれば、本町からされるという方もありますので、その辺も両方よく認識していく必要があると思います。

次に、（７）ふるさと納税の返礼品が不足しているなどの問題が起こっていないか、また返礼品は充実しているのかお伺いいたします。ただ品目が多いことがいいのかは疑問なところがあります。他の市町村のホームページを見ていると、京丹波町が決して少ないとは感じません。どのような状況か、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 令和３年度におきましては、返礼品取扱い事業者を年度当初の３５社から、現時点で５０社まで拡大をしております。

返礼品点数につきましても、年度当初の２１６品目から、現時点で３３４品目まで拡大して、寄附金額の向上につなげております。

工場生産の製品や小規模事業者でも一定規模で生産可能な加工品等は、年間を通じて受付をしておりますし、旬や出荷時期がある農産物等につきましては、季節限定や数量限定、あるいは事前予約制にするなど、業務委託先である京丹波町観光協会で創意工夫をしながら、返礼品の充実を努め、町内事業者等の活性化につなげているということでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○８番（山崎眞宏君） 同じく（８）です。ふるさと納税の返礼品に、黒豆狩りや栗拾いなどの体験型の返礼品を設けてはどうかと、お伺いいたします。私の考えるのは、納税額が増えることは大変重要でよいことなのですが、単に品目を増やすだけでなく、納税していただいた方が京丹波町と、それこそ関係人口や交流人口になれるような返礼品ができないかと考えます。そのような返礼品を作っていくことも必要ではないかと思えます。例えば、丹波黒の枝豆や和知黒の枝豆などは多分人気が高い商品ではないかと思うんですが、秋にはいろんなところで黒豆狩りの光景が見られます。リピーターを増やすのも一つと考えます。体験型の返礼品を設ける取組について、どう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 確かに、ふるさと納税額を増加させることは非常に重要なことですが、財源が極めて厳しい本町におきましては、この確保について最大限の努力をすることが必要でございますけれども、本当におっしゃるようにむやみやたらに品目を増やすことばかりが目的になってはならないんじゃないか。やはり、敷衍する効果というものは大変だと思うんですね。地元産業が活性化し、そして交流人口は増えていく、総じてふるさと納税を契機として、この町が総体的に活性化するということが非常に大事だろうと思う、そういう観点で今後仕事に取り組んでいきたいわけでございます。

その中で体験型の返礼品につきましては、令和元年度から農家民宿での農村宿泊体験やワ

イナリーツアー、乗馬体験、町内飲食店のランチ利用券など様々な体験型メニューの開拓を行いまして、体験特化型ふるさと納税受付サイトも活用しながら受付をしておりましたけれども、いかんせんコロナ禍の影響によりまして、サービスを休止しているという残念な状況でございます。今後は新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、アフターコロナも見据える中で、こうした体験型の返礼品につきましても再度ぜひ実施してまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 食のまち京丹波のブランドイメージの代表には、丹波栗があると思えますが、町長も昨年の広報のインタビューで、栗や黒豆、小豆などの京丹波ブランドがありますが、需要に応じ切れない部分もありますと答えておられました。このことは栗の場合、需要が多くなっているだけでなく、その後ろに隠れた問題、収穫量が少なくなっているのではないかと思います。収量だけ見た場合、少しデータが古いですが、2018年では、1位が茨城県の4,400トン、2位が熊本県2,570トン、3位が愛媛県869トン、4位が岐阜県の665トン、5位が埼玉県の662トンで、京都府は224トンで16位という結果でした。

また、京都府のホームページを見ていますと、最盛期の1,500トン、これも昭和53年ですが、平成10年の200トンまで、7分の1まで減少していると書いております。そして、小粒化や病虫害果などの品質の低下が大きな問題となつてるとも書いております。テレビでスイーツ番組が取り上げられたりすれば、やはり収穫量の多い県名が先に大きく取り上げられております。昔の栄光にいつまでもしがみついていたのでは、無理があるように感じます。

そうした中、新規に栗を栽培しようとして取り組まれてる方が各所で見られるようになっております。また今回、にぎわい創生課で、深刻な栗不足を解消したい、丹波栗のおいしさを全国へ、丹波栗増産プロジェクトとしてクラウドファンディングに取り組まれ、目標金額500万円を大きく上回って590万7,000円、118%となっております。このことは、多くの方々が希望と期待を寄せていただいているあかしと思えます。この機を逃さず、もっと攻めの姿勢で取り組まれることを期待いたしまして、次の質問に移ります。

（9）です。フードバレー構想とは具体的にどのような構想か、お伺いいたします。

これも昨年の広報12月号の町長のインタビュー記事や新年の挨拶記事を読んでいて、ウェルネスタウン構想とフードバレー構想が挙げられております。ウェルネスタウン構想は推進していくための調査研究を進めてまいりますのレベルまで、まだ具体的なことがないと思

いますので、一旦置いときますが、もう一方のフードバレーも、推進かなとは思いますが、食のまち京丹波のイメージを確立するとともに、地域の特性を生かし、農産物の導入や供給力の強化、食品関連産業の誘致など、農と食、産業一体に取り組む京丹波町独自のフードバレー構想を推進し、魅力と可能性を最大限に引き出すための施策を展開してまいりますと言われておりますが、私にはまだ具体的なイメージがあまり見えてこないです。今は施政方針で述べられていることが回答になるのかなと思うんですが、農と食、産業を一体的に取り組む中で、一番大切なのは営農者の所得を向上させる方法を取り入れることだと思います。

また、先ほど言いましたが、栗を例に挙げるなら、町民に栗の栽培を勧めるだけでなく、フードバレー推進室を設けて、町が栗の栽培に取り組むなど、町民を牽引していく取組をもう少し具体的にできたらなと思います。また各構想を実行するために、行政組織の改変を行ってまで取組もうとされるのであれば、何をいつまでにどのように取り組むのか、数値目標を出した上で、どのような構想なのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町には古来より交通の要衝であるという地理的な魅力、強みがございます。また住民の方々は大変温かな人間性があるといった、多くの魅力がございます。そうした町の魅力と強みについて考えたときに、もうちょっと強いところはやっぱり食というイメージ、食べ物というイメージが強いということがございます。ここをやっぱりしっかりと掘り下げて拡充していくことが、町の発展につながることで私は常々信じております。食に関わる農産物など、あらゆるものの底上げを一体として進める、そういったもの、フードバレーという横文字で恐縮なんですけど、そういう構想、つまりは目標となる旗を高く掲げて、そして日本全国に認知をしてもらう。ああ、京丹波町はフードバレーのまちなんだなということを掲げて、町民の皆さん方が目的を一つにして、意識を一つにして、その旗に向かって突き進んでいく。それにはどういう方法があるかということのをこれから調査するわけでございますが、考えられるのは食に関する企業の誘致、また、食に関するサービス業の振興、また農産物の増産、今丹波栗とおっしゃいましたが、丹波栗とか黒豆とか、そういったものの生産増強、いろんなものが含まれると思うんですね。それを今年度、この議会では調査費として上げましたけれども、それを基に、京丹波町フードバレー構想といったものを樹立したい、策定したいと思います。それでより一層上がってくるのじゃないかと思いません。

ただ、その中で具体的な数値目標といったものは、できるかどうか、少し私は今確信が持てませんけれども、なるべくそういった形で一つ構想が打ち立てられればありがたいなと思

っております。町民の皆様方からも広くご意見を聴取して、こんなことできるんじゃないか、あんなことできるんじゃないか、そういうこともちょっと考えていく必要があるかなと思っております。まず一つは、食のまち京丹波町としての旗幟を鮮明にするということが大事だろうと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） これから、力強く取り組まれることを期待いたします。どんな構想であろうが、全て数字で表すっていうのはすごく分かりやすいことだと思います。町民の方にとっても、数字で表す、言葉だけではなくて数字で出すっていうのは、民間企業では必ず数字で全部表しますので、その辺よろしく願います。

最後に、事項4、税についてお伺いいたします。

（1）住宅開発地の固定資産税について、宅地として維持管理されている土地と維持管理せず雑種地、原野状態になってる土地において税率が異なっているのではないかと聞いておりますが、どのような扱いになってるのか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 土地の維持管理の有無にかかわらず、建物の敷地でない雑種地の土地の評価につきましては、土地の利用状況や造成の程度、沿接する道路の状況などを考慮して、宅地比準の評価方法を基本として評価額を決定しているところです。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） いろいろあると思います。税法上の問題かなとは理解しておきます。

それでは、最後の質問に移ります。

（2）です。住宅開発地において、太陽光発電設備の設置が多く見られますが、固定資産税、償却資産の申請で太陽光発電の申告漏れがあるのではないかと聞きます。固定資産税の徴収状況はどのようになっているのか、太陽光発電設備の申告漏れには、経済産業局に売電用の太陽光発電設備の情報提供を求め、氏名住所などの情報を把握し、申告漏れとなってる所有者に申告を慫慂すれば税収も上がると考えますが、そのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 太陽光発電設備につきましては、以前から情報収集や現地調査を実施いたしまして、課税客体の把握に努め、業務を行ってきたところです。令和3年度から京都地方税機構におきまして、償却資産の課税事務が行われております。課税客体の調査も行われているところでございます。町におきましても、引き続き税機構と連携いたしまして、課

税客体の把握に努めるとともに、未申告者への申告案内を行ってまいります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 適正な税収があって、行政サービスが実行されると思いますので、今後も適切に対応していただけますようお願いいたします。

最後に、町民の多くの方々が千葉県の流れ山市や和歌山県の北山村の人口が増加しているというテレビ番組を見て、大変興味を持っておられます。私も町民の方から、町長にそういうところに視察に行かれたらいいのではないかとずっといってくださってということも聞いております。決して、同じようにうまくいくとは思えません。環境も違います。ただ、その2つが共通している点は、子育て支援が突出していることだと思います。町長も、京都府内でトップクラスの、子どもを大切にすまちなちを目指して施策を積極的に講じてまいりますと言われてるのは有効な手段ですばらしいと思います。機会があれば視察され、何か小さなことでも発見できればと思います。また、取組の知恵になればいいのではないかと思います。子どもを大切にすることに取組まれることを期待いたします。

何か新しいことをするときに必要なのは、やはり人、マンパワーです。移住の聖地と言われている徳島県神山町は、京丹波町と環境がよく似たところにあると思います。その田舎町がなぜ移住の聖地と言われるようになったか、なぜ成功したかという点、やはり人、マンパワーがあったからだだと思います。行政と町民が情報共有し、地域とのコミュニケーションを綿密にして、地域おこしを行う人材の育成や支援を行うと、これもまた町長が言われております。その考え方が大変重要なことだと思います。ただ、この人のことが一番難しいことでもあります。ぜひとも人材育成や支援に力を入れていただきますよう、期待いたします。京丹波町をアピールし、人口減少を食い止める、移住定住対策及び町民の皆様のためになる施策を提案し続けたいと思います。力を注いでまいります。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、山崎眞宏君の一般質問を終わります。

次に、松村英樹君の発言を許可します。

11番、松村英樹君。

○11番（松村英樹君） ただいま議長の許可を得ましたので、令和4年第1回定例会におきまして、通告書に従い一般質問をさせていただきます。議席番号11番、松村英樹です。

質問事項につきましては5項目ありまして、1つ目には、マイナンバーカードの普及促進について。2つ目は、京丹波町にみどりの食料システム戦略の推進を。3番目に、新型コロナウイルスの自宅療養者への支援体制の強化について。4番目に、本庁舎にコピー機、A T

Mの設置を。5番目に、本庁舎に各課の業務案内板の設置をということで、5項目質問させていただきます。

まず初めに、マイナンバーカードの普及促進について質問いたします。

デジタル社会の推進と行政手続をデジタル化し、迅速かつ簡単にするため、マイナンバーカードの普及と消費喚起を目的として、公明党が強く訴え続けてきた新マイナポイント制度が実施されました。特に2月から開始したマイナポイント第2弾は、マイナンバーカードのさらなる普及拡大をはじめ、ポイントによる消費喚起を促す重要な取組であり、申込み期間が来年の2023年2月末までとなっているため、住民の皆さんに周知徹底を図る必要がありますが、高齢者の方から、マイナンバーカードを作りたいと思うがどうしたらいいのか分からないとの相談を受けることがよくあります。

そこで、住民の皆さんに分かりやすいマイナンバーカードの取得方法の案内チラシや町広報紙に掲載して、全戸配布してはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） マイナンバーカードの取得方法の周知につきましては、町ホームページでマイナンバーカードの申請・交付について詳しく掲載をしております。また、2月末からは75歳以上の後期高齢者医療の被保険者で、令和3年10月31日時点のマイナンバーカード未取得者を対象に、容易に申請できるよう対象者ごとに作成された申請書、申請方法の案内、切手不要の返信用封筒が同封されて、京都府後期高齢者医療広域連合から順次送付をされております。

これらにあわせて、本町では交付等の手続について対応する土台づくりを進めております。昨年度はカード交付時に必要な機器を追加して、さらにこの4月からはマイナンバーカード交付に係る夜間窓口の開設回数を増やすこととして、交付体制を強化してまいります。

しかしおっしゃるように、なかなかマイナンバーカードと横文字で言われたら、何のことやらとか、どういう意義があるんや、今取らなあかんのかと、いろんな素朴な疑問が出てくると思うんです。これはやっぱり政府も進めてる施策でございますが、より分かりやすいようにPRをせなあかん、それはもう広報京丹波もあるわけですし、あらゆる方法を使ってPRに努めてまいりたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 今、町長からホームページの掲載とかいろいろ答弁していただきました。年配の方はなかなかホームページも見られることが難しいですので、またそういう案内とかを送付していただくということで、進めていってほしいと思います。

続きまして、2つ目ですが、マイナンバーカードの新規取得者を対象に1月から始まった、キャッシュレス決済を利用して買物すると、利用した金額の25%をポイント還元され、合計で最大5,000円分のポイントが付与されます。また、6月からはカードを健康保険証として利用登録すると、7,500円分のポイントが付与されます。これは病院での受付がスムーズになり、転職や就職、引っ越しをした際にも健康保険証として使い続けることができます。さらに、公金や給付金などの受取口座として登録すると7,500円分のポイントが付与され、合わせて最大で2万円分のポイントが付与されることとなります。住民の皆さんがスムーズにポイントを取得できるように、申請手続の支援や交付体制の強化が必要となります。

また、カードを取得された方がもれなくポイントを利用できるように、きめ細やかなサポートをしていくことが大切だと思います。

そこで、マイナンバーカードを取得した方のポイント付与の手続をスムーズにするため、本庁舎や支所にカードの申請をされ、取りにこられたときに、パンフレットの配布をしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 最近では、いろんな場面でポイントを付与するといったところが見られます。これは、実効あらしめるためにも必要で、非常に有用な制度だと思います。そうしたときに、マイナンバーカードを交付した際には、マイナポイントのパンフレットを配布できるよう検討させていただきます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 町長からパンフレットを配布していくということで、返答いただきました。また、進めていただきたいと思います。

3番目に、亀岡市では毎週月曜日の10時から16時まで、市役所でマイナンバーカードを申込みされる方の特設サポート窓口を開催されています。高齢者の方やスマホ操作の苦手な方が安心して手続ができるように、期間を決めて専用の特設サポート窓口を本庁舎に設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 特に特設窓口ではないんですが、本町住民課及び各支所の窓口において、カード交付から利用まで常にサポートを行っておりますし、そういう意識で職員も対応しているところでございます。今後も引き続き、丁寧な説明を心がけて対応してまいります。本当に分からないし不安ですよね。ぜひ、遠慮なしに窓口にお問合せいただけたらありがた

いと思います。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次に、4番目の質問になります。

マイナンバーカードの普及率が70.7%の自治体があります。これは石川県の加賀市です。高齢化や過疎化に歯止めをかけるため、デジタル社会化による地方創生を目指してマイナンバーカードの普及拡大に取り組みられました。コロナ対策に充てられるこの地方創生臨時交付金を活用して、マイナンバーカードの申請をされた方に地域商品券を1人5,000円分支給され、市民の関心を促されたそうです。それが市民の間で口コミで瞬く間に浸透していき、去年11月に普及率70.7%と、人口の7割を超えました。

そこで、この京丹波町でも住民の皆さんにより関心を持ってもらうため、町内で使用できる地域クーポン券をマイナンバーカードの取得者に支給してはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 地域クーポン券を支給することも一つの方法ではあろうかと思いますが、現在のところは考えておりません。

しかし、マイナンバーカードを普及することは極めて重要でございますから、どのようにして普及したらいいかということは、いろんな普及方法を総合的に考えていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま町長から答弁いただきましたように、前回聞かせてもらったときは28.8%ぐらいでしたかと聞かせてもらって、その後普及は徐々に増えているとは思いますが、まだまだ高齢者からは、どうしたらいいかということをお聞きしますので、またマイナンバーカードの推進に努めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の項目について質問します。

京丹波町にみどりの食料システム戦略の推進について、質問いたします。

まず1つ目に、命を支える食として安心して暮らせる環境を未来の子どもたちへ継承していくために、持続可能な食料システムをつくることが重要です。また、農業生産者の高齢化や労働力不足が深刻な状況の中、1年を通して安定した収穫ができ、収益が見込める野菜を生産することは、地域の活性化にもつながります。

現在、京都には賀茂茄子や壬生菜、万願寺唐辛子などのブランド京野菜に認定されているものがあります。この京丹波町においても、丹波栗や丹波黒大豆の枝豆、また京丹波大黒本しめじやそばなどが京都のブランド産品として認定されています。

そこで、新たに国の農林水産省が推進する、化学肥料や農薬を使用せず有機肥料、環境に優しい肥料を使い、持続可能な野菜を生産するみどりの食料システム戦略の取組について、本町として推進してはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 2月22日にみどりの食料システム法案が閣議決定をされまして、国会に提出をされました。その内容は、農林水産分野の生産性向上と環境負荷軽減の両立を目指しまして、国が示す基本方針に沿って都道府県と市町村が共同で基本計画を作成し、計画にあった取組に対しまして、機械や施設導入する際の所得税や法人税が軽減をされまして、資金の返済期間が延長されるという内容でございます。

今後、法律に沿った取組をすることとなるんですけれども、先ほどご質問ございましたが、本町といたしましてもこれから取組を進めてまいります、食のまち京丹波のイメージを一層確立する上でも、安心・安全な農産物の生産、供給といった意味で有機農業の推進は大変重要だと思っております。

こうしたことから、この有機農業、なかなか技術は難しいことかと思うんですけども、しかし方向性としてはそういったことは大事でございますから、その推進に向けてまずは人材育成、そして供給体制の構築というんですか、そうしたこともまだこれから研究していきたいという段階でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

本町においてみどりの食料システム戦略に取り組み、有機肥料を使って持続可能な野菜などを生産されている方がおられます。例えばホワイトスターという白い太ネギは、4月に種をまき、6月に定植すれば12月に収穫ができ、価格も安定してるようです。米価が下落している中、このホワイトスターは米と同じくらいの収益があり、あまり手間をかけずに成長するので、高齢者の方や女性にも生産しやすいとのことでした。

このように、みどりの食料システム戦略に取り組み、有機肥料を使い、持続可能な野菜などを栽培する生産者に対して補助金を支給する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在、一定の条件等はあるんですけれども、みどりの食料システム戦略関連予算に位置づけられておりまして、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果が高い農業生産活動を支援する、環境保全型農業直接支払交付金により、助成をさせていただいておるところです。引き続き、有機農業に関する相談があった場合には、この制度の案内をさ

せていただきます。そして、広く有機農業の必要性を啓発していきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 今、町長から答弁いただきましたように、補助金をさせていただいておるといことで、これに関連したような質問ですけど、労働者不足の解消、また後継者の人材育成のために、町外から若者を受け入れて、就農に力を注いでおられる生産者に助成金は支給してはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町農業次世代人材投資資金交付要綱というのがございます。それによりまして、次世代を担う農業者となることを目指す49歳以下の方で、認定新規就農者であることなどの要件があるんですけども、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付いたしております。

また、令和4年度は新規就農者同士の情報交換などを目的とした、新規就農者交流事業といったものを新たに実施することといたしてございまして、経営や栽培等についての情報交換、また参加者のニーズに即した視察研修の開催、そうした側面的な支援もさせていただくこととしております。現時点においては新たな助成金の支給は考えておりませんが、今後、総合研究をし、情報を積極的に収集する中で、いかに新規就農者の方を増やし、農業振興するかを積極的に考えていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） みどりの食料システム戦略につきましては、地球環境に優しいことで、地球環境保護の対策で化学肥料を使わずに、有機肥料を使つての野菜づくりということで、国が出していますので、またこれから進めていってほしいと思っております。

次、3番目に、新型コロナウイルスの自宅療養者への支援体制の強化について質問させていただきます。

1番目に、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株による感染が拡大しております。京丹波町においても、陽性反応となり自宅療養をされている方も多く、外出することもできずに不安な気持ちを抱え、療養生活を過ごされています。その不安を少しでも解消するために、スピード感がある支援が必要となります。保健所から自宅療養されている方に支援品が届きますが、感染が拡大しているため、自宅療養を開始後すぐに届かない場合があります。例えば千葉県浦安市や宮崎県宮崎市では、市独自の自宅療養者支援事業として生活必需品や食料品を支給しています。

そこで、新型コロナウイルスの変異株でありますオミクロン株による感染症が拡大してい

る中、陽性反応となり自宅療養されている方が安心して過ごせるように、町独自の支援事業として、希望者に生活必需品や食料品を支給したらどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 新型コロナウイルス感染症の把握、対応は、京都府が行っていただいております。個人情報保護によりまして、本町では町といたしまして感染者、自宅療養者の把握は基本的にできない状況でございますが、自宅療養者で生活支援物資の配布を早く希望される方には、京都府が本人さんの了承を得て、町が物資を配達する支援事業の覚書を令和3年11月22日に締結をいたしております、京都府と連携した対応を現在行っているということでございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 続きまして、2番目の質問に入ります。

家庭内で感染者が増加しているため、家族で濃厚接触者となった場合、食料品などの支給をしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 濃厚接触者は不要不急の外出は制限されてるんですが、症状がない限り感染対策を行い、短時間に生活に必要な買物に行くなどの行動は許可されていることもあるということでありまして。濃厚接触者への生活物質の支給は、したがって現在は考えておりません。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） いろいろありまして、濃厚接触者は買物に行ってもいいという話はあるんですけども、なかなか本人さんが怖いというのもありまして、私もうつつてるかもしれないし、許可はされてるんですけどもなかなか買物も行きにくいという話も聞いております。できればそのような家族にも、2日分とか3日分でもよいので、またそういう食料品が支給できたらと思っております。

続きまして、3番目の質問ですけども、濃厚接触者となった場合、7日間の自宅待機となるため、希望者に無料でPCR検査をしてはどうか、お伺いいたします。これも7日間たつて、実際には熱を計って、熱は上がってないんですけども、もしかしたらかかっているかも分からん、陽性になってるかも分からんということで、心配される方もおられます。ですので、町として無料でPCR検査をしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） PCR検査は、新型コロナウイルス感染の判断に必要不可欠な検査で

はあります。現在、感染者の増加により医療機関での検査もできない状況になっております。国において感染者の診断、待機解除の基準を変更しながら対応いたしてございまして、現在町における独自のPCR検査実施は考えていないというところです。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） それでは、次の質問に入りたいと思います。4番目の質問です。

本庁舎内にコピー機、ATMの設定について質問いたします。

住民の方が本庁舎に来庁されまして、様々な手続をされる場合、住民票などの写しを添付して提出しなければならない場合があります。本庁舎にコピー機があれば便利なのにとのお声を、住民の方からよくお聞きします。

そこで、本庁舎内に住民の方が使用料金を支払い、気軽に使用できるコピー機、コンビニとかは5円とか10円とかでできますけども、例えば本庁舎で職員の方にしてもらうときは、今私ははっきり分かりませんが、30円とか要るのか、してもらえるということなんですけども、いろいろ個人情報とかも入りますので、来たときに気軽にコピーができる機械を設置できないかなということをお聞きしまして、そういう考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今後、需要の動向を見て考えていきます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 利用の動向を考えて設置しておくということで、また前向きな返答をお願いいたします。

それと同じ内容的なんですけども、2つ目には納金などの支払いがスムーズにできるように、本庁舎内にATMを設置してはどうかお伺いいたします。近くにはファミリーマートとかコンビニがあるんですけども、年配の方でお金を忘れたし、また下ろしに行かんなんとか、わざわざコンビニに行ってもらおうということもできないので、できれば庁舎内にATMも一緒に設置していただいたら、そこでお金も下ろしていただいて、お支払いもできますので、それについてもお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） キャッシュコーナー、ATMの設置につきまして、設計段階において銀行などに設置を打診したと聞いております。けれども、事業者側で利用状況から見て、設置は難しいという返事をいただいたということでございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） それでは、5番目の質問に入ります。

5番目に、本庁舎内に各課の業務案内の設置について質問いたします。本庁舎に来庁される住民の方から、たくさんの課があり、どの課へ行って手続をすればいいのか分からないとの声をよく聞きます。本庁舎の入り口には各課がどこにあるかを示す案内板はありますが、各課に対する業務内容が分かりません。

そこで、住民サービスの向上を図るために、例えば婚姻届や出生届を出すときは住民課などと、庁舎内を分かりやすく案内する各課の業務案内板を設置してはどうか、質問いたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今後、検証して検討してまいります。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 今、検証して検討しますということで、町長から返答いただきました。住民の方は、結構本庁舎に来られてるみたいですが、最初のうちは受付の方がおられたみたいですが、最近ちょっと見ないので分かりませんが、できればそういうふうな案内板を作っていただけたらいいかと思っておりますので、お願いいたします。

最後の質問になりますが、住民の皆さんが来庁されるときに、自分がどの課で手続をすればいいのかを事前に知っていただくために、各課の業務内容を掲載したチラシ作成して住民の皆さんに配布してはどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今のところチラシの配布は考えておりませんが、毎年4月当初の広報紙におきまして、各課の業務などを広報、ご案内させていただいておるところでございます。今後、常に分かりやすく利用しやすい広報に努めていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ただいまの町長の答弁で、前向きな考えで検討していきますということで答弁いただきました。こういう新しい庁舎ができて、住民の方が来られて、スムーズに手続ができるように、またいろいろと考えていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（梅原好範君） これで、松村英樹君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、居谷知範君の発言を許可します。

3番、居谷知範君。

○3番（居谷知範君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従い、議席番号3番、居谷知範の一般質問を行います。

この新庁舎に変わりました、間もなく5か月が過ぎようとしております。新庁舎に対していろいろなご意見があることも承知しておりますが、本当に立派な庁舎であり、今でも見学目的でお越しになる町内外の方が後を絶ちません。

しかし、本当に大切なのは新しい建物ではなくその中身であり、住民の皆様は非常によく見ておられます。これまでも、執行部をはじめ、職員の皆様には真摯にそれぞれのお仕事に向き合い、町民の皆様のためにと高い志と責任感を持って職務に当たってこられたことと思います。新庁舎に変わりました。組織の再編、新設もあります。もう一段上の高みに向かって、住民の皆様にしっかりと寄り添い、分かりやすく、親しみと誇りを持っていただける、明るく元気な新庁舎の中身となるよう切磋琢磨していただき、それが本当の意味での生まれ変わりであり、さらには京丹波町のランドマークとしての存在意義であろうかと思えます。

また同時に、議会もその役割を果たすところは大きいと思えます。役場が本当に生まれ変わったなど、町民の皆様のご期待に応えられますよう、活発な議会を通じてその一翼を担っていきたいと思っております。

さて、今回の一般質問では、まず初めに町の情報発信について。次にごみの問題について。さらに町営バスについて。最後に学校でのコロナ対策についての順にお伺いをいたします。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

まず質問事項1、町の情報発信についてであります。

現在は非常に高度なインターネット社会となっております。少しでも興味を持ったこと、分からないことがあれば、ネットですぐに調べることができます。ツイッター、インスタグラム、フェイスブック、ユーチューブ、またホームページなど、多くの方々がどれかのSNSなどネットソースを毎日閲覧しておられるのではないのでしょうか。このような時代にあつて、町にとっても情報の発信力が非常に重要であるということは言うまでもありません。

しかしながら、現状では町長がおっしゃるように、本町は食やスポーツ、観光的なポテンシャルが非常に高いにもかかわらず、町における情報の発信力はほかの市町村と比較しても総体的に弱く感じます。具体的に申し上げますと、情報がばらばらに散らばっていて、どこにあるか分からない、SNSでの発信が少ないといったところであります。これらのことか

らして、情報発信はこれまであまり重要視されてこなかったのではないかと感じるものが往々にしてあります。情報は見ていただければ、受け取っていただかなければ、そして記憶に残らなければ何の価値もありません。現状の町としての発信力をどう捉え、課題はどういったところにあるとお考えか、認識をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私もまた、この新しいすばらしい庁舎で働くことの意義を職員全員が持って、改善する方向、少しでもいい方向を導く、議員さんの協力を得ながら頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

京丹波町の情報発信手段というのは、主に町民の皆様に向けた広報紙発行、そして自主放送番組、さらには京丹波あんしんアプリ、町ホームページにより幅広く、そして詳しい情報発信に努めているところでございますが、現状それで十分かという、決してそうではないと私もそれは認めます。とりわけ、京丹波町で休日を楽しまれる、いらっしゃる観光客の皆様、そして移住等を検討されている皆様方への情報発信には一層の改善が必要なんじゃないかなと思っております。

こうしたことから、町といたしましても、情報化社会の新たな窓口と位置づけ、令和4年度から京丹波町ホームページの大幅なりニューアルを行いまして、特に子育て、移住、観光については特設ページを設けたい、そして、積極的な情報発信に努めようと考えております。

あわせて、戦略的な情報発信の仕組みとなるタウンプロモーションというのは、今後の大きな課題でございまして、町の発展には必要なことだと思っております。この点、今後積極的に、機構改革も併せて頑張りたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 本当に実感として、コロナになりまして逆に京丹波がすごい見直されているなっていうのも思いますので、その辺り、本当に発信に力を入れていただければと思います。

次に、今も町長の言葉にもございましたが、タウンプロモーションについてお伺いをいたします。

平成29年に策定されました第2次京丹波町総合計画では、住民主体の魅力あるまちづくりを目指すため、町の魅力発信、いわゆるタウンプロモーションが掲げられています。このタウンプロモーションを行うための初期のネットワークづくりとして、京丹波町タウンプロモーション機構の設置、京丹波ファンクラブの拡大、移住起業出張相談会の実施、地元企業への就職マッチング、就職フェアの開催、学校・地域・企業が連携した地域人材育成プログ

ラムの展開、須知高校における地域探求学習の実施が挙げられています。

そして具体的な情報発信の推進として、プロモーション動画の作成、京丹波特派員制度の確立による地域情報の受発信、戦略的な広報広聴活動の実施、各種マスメディアの活用、町ホームページの充実とSNSでの情報発信の継続、食のキャラクターを通じた情報発信と、多くのことが掲げられております。どれも実現できておれば大変素晴らしいことだというふうに思うわけなんですけれども、あまり進展してる形跡が見られないなと思います。ここまで申しあげました各種施策につきまして、どれほどの進捗状況であるのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 相対的に、進捗状況はそれぞれの効果は上がっているとは思いますが、全てが万全にしているとは思ってはおりません。一つ一つ検証しながらやっていかなきゃなりません、この詳細について、それぞれの担当課で答弁をします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 2つの魅力発信、タウンプロモーションの成果でございます。まず一つ、タウンプロモーションのためのネットワークづくりということで、ファンクラブの拡大ということで、令和2年度末では200名という結果でございます。

また、就業フェアの開催、これにつきましてはジョブパーク等との連携を行い、月に2日程度の実施ができておるといったところです。

また、学校・地域・企業の連携による人材育成につきましては、地域商社のほうで実施をいただいております。

それと、須知高校における地域探求学習、こういったものにつきましては、通年に渡りまして横断的に実施をしておるといった状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 具体的な施策の進捗状況につきまして、お答えをいただきました。

続きまして、3つ目の質問に参ります。

3つ目の質問につきましては、通告書では次のように書いておりました。「町の魅力や農林産物などの付加価値を高める目的で、町内外に情報を発信したり、またアプリ等の発信を専門的かつ一元的に発信するために、例えば役場内に情報発信課のような情報発信に特化した各課横断で総合的な部署を設けるべきでは」という質問をいたしておりました。

しかしながら、この質問につきましては2月22日に行われました本定例会に先立つ全員

協議会におきまして、京丹波町組織の再編についての協議事項の中で、産業建設部商工観光課の中にプロモーション戦略室を新たに設けるという案が示され、3月1日の本会議において即決で議決されましたので、プロモーション戦略室につきまして関連質問という形でお伺いをさせていただきます。

さきの全員協議会の説明では、プロモーション戦略室は、今回の機構改革に当たっては目玉的な部署であり、町内外に向けて食と農についての情報であったり、観光情報であったり、また子育て情報であったりと、京丹波町の魅力や施策の優位性を各課の垣根を超えて横断的に発信できるようにするための位置づけの部署であるということでした。

また、町の営業パーソンの役割でもあるという説明もありました。私自身、このプロモーション戦略室の設置は思い描いた姿であり、今後どのように戦略室が活用され、情報が発信されていくのか非常に楽しみであり、注目しております。

欲を申し上げますと、商工観光課の一部組織としてではなく、例えば副町長直轄の戦略室的な位置づけとして、ダイレクトな指示系統の組織であったらよかったなというふうに思ったりはしております。

そんな中で、今回の組織の機構改革に当たって具体的にどういった点に重きを置いてプロモーション戦略室が発足し、どういった内容と、またどういったSNSツールに重きを置いてこれから情報を発信していくのか、お伺いをいたします。

また、あわせまして情報の発信先が町内向けと町外向けというすみ分けこそあるんですけども、情報発信という意味では、リンク性の非常に高い企画情報課、あと情報センターとの役割分担と関連性についても改めてお伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） インターネットをはじめ、報道機関などあらゆる媒体を活用しまして様々な情報を発信していくことは、現在の情報社会において必要不可欠であろうと考えております。

プロモーション戦略室の設置につきましては、京丹波町の特色を生かした農・食・産業などのほか、様々な分野におきまして各担当課と連携をし、付加価値を高める企画立案などを行い、本町の魅力を全国に向けて広く発信していきたいと考えております。

また、企画情報課及び情報センターとの関係につきましては、広報、ホームページ、あんしんアプリ、番組作成等は企画情報課に一元化しようとするものでございますが、逆にプロモーション戦略室が得た町内外の情報等を、ケーブルテレビなどを通じて町内へも広く発信していくなど、お互いが情報を提供し、共有し合ってきたことで相乗効果が一層現れるんじ

やないかと思っております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ありがとうございます。

先ほど、ツイッターとかインスタグラム、フェイスブック、ユーチューブとかいろんなものを挙げたわけなんですけど、年齢によって使われる層が違うといいますか、それぞれのソーシャルネットワークの中で特色というのがあると思います。またその辺りもちよっと研究をいただいて、有効な情報発信をしていただけたらなというふうに思っております。

それと、旅行に行くときとか、その場所を詳しく事前に調べるためにネットを使って調べてみたり、またSNSに掲載された、魅力を感じるような場所に行ってみたり、多くの方がそういった使い方をされるというふうに思うんです。旬な農作物を買い求めるためにネットの情報を閲覧される方もいらっしゃるはずですよ。京丹波町がきらりと輝いて、わくわくするような、そして行ってみたい、究極的にはここに、ここなら移住してみてもいいかなと思っただけのような、また町民の皆様が京丹波町に住んでいることに誇りを持てるような、さらには郷土愛が生まれるような情報を広く集めていただき、発信していただけたらいいなというふうに願っております。

次の質問ですが、これはプロモーション戦略室の話ともつながっていくと思うのですが、町の観光情報は現在京丹波町観光協会と町のホームページと、大きく申し上げますと2つの媒体によって発信されております。京丹波町を訪れてみようと思われる方に十分な情報提供ができるように、また町の食・農・観光の魅力をしっかりと発信できるようにするために、この2つがこれまで以上の連携が必要だというふうに考えます。

また、これは町長の施政方針でも述べられたことであります。町観光協会のホームページを見てみますと、有効期限の切れたクーポンの情報とか、既に終わったイベントがつい先日までトップページに出ているような状態でもありました。情報は生き物であり、鮮度が命であります。こういったところもしっかりと相互で連携を取り、タイムリーな生きた情報を発信するようにすべきと考えます。町としての具体的な連携施策をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 確かに、情報っていうのはやっぱりいつも新鮮で、最新の情報が必要なんじゃないかなと思います。現在、京丹波町観光協会のホームページと京丹波町のホームページには、互いに連動するようにそれぞれのバナーを双方に設定いたしておまして、ご利用者が統一して円滑に観光情報を取得できるように努めているところでございます。

また、双方のホームページには町内4つの道の駅や、各種観光施設のバナーを設定するな

ど、ご利用者の利便性向上に常に心がけをいたしております。

今後、インスタグラムなどSNSのページ等とも連動することといたしまして、統一した観光情報の発信を実施していきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、町内向けの情報発信に関わる部分ですけれども、ケーブルテレビではdボタンを活用した京丹波あんしんアプリと連動した情報提供が今年の2月より開始をされております。使いやすいという声も聞いておりますが、まだまだ広報的な部分の不足や、使い方そのものに対する不安や戸惑いのある方もいらっしゃるように思います。先にも述べましたが、情報は発信したとしても見ていただければ、受け取っていただければ何の価値もありません。高齢者にとって、テレビでの情報提供はスマホやタブレットと比べましてももっと身近なものであり、操作の簡易性や安心感といった点でかなりハードルが低いものではないかというふうに思います。

現在、ケーブルテレビの文字放送を使ってdボタンの利用方法を告知されていますが、その方法では利用方法を実際に触って習得するということができません。なぜなら、dボタンを押した瞬間に画面が切り替わりますので、その告知方法を見ながら、実際の操作ができないという点があります。

しかしながら、そのハードルの低さを利用して習熟度合いを高め、誰もが気軽に利用できるように、アプリの導入時のときのような、実際の利用方法について各区での講習会を開催してみたり、いきいきサロンなどの集まりを活用した出前講座を行うべきというふうに考えます。町として今後そのような予定はないか、お伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） このたび導入いたしましたデータ放送につきまして、できるだけシンプルに、使いやすいものにしたいということで、使い方につきましては町の広報紙や番組を通じて説明をさせていただきました。しかし、通り一遍のやり方ではなかなか、とりわけ高齢者に対しては親切心を欠くんじやないかなと思いますし、なかなか一遍に理解はできません。私自身もなかなかそういうこともございますので、しかしながら現在のところ、講習会を開催するという事は考えておりません。けれども、担当課に問い合わせいただいたら、電話または訪問して説明をさせていただきます。丁寧に対応します。どうか、ご利用いただきたいと思います。まずは、テレビリモコンの操作に慣れていただきたいということを考えておりますが、さらに有効に利用していただくためには、周知徹底をするということが大事ですから、今後とも丁寧に対応させていただきます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 多分、触って実際やってみるという行為がやっぱり非常に大切かなというふうに思いますので、できるだけ丁寧な対応をいただけたらと思います。さきの12月の議会でも、多くの議員が一般質問におきましてその告知、音声告知端末の入ったアプリの導入に関しまして、町民の皆様への不安や戸惑いの声を代弁させていただいたところでありませぬ。dボタンによるテレビでの情報の取得が可能になったことにより、大きな改善がなされたとは思いますが、しかししっかりとデジタル化による便利さを享受いただくために、引き続き町民の皆様への丁寧なサポートと、情報弱者を作らない施策をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、このdボタンによる情報取得に関連しまして、現在のところ、各区から発信されたアプリの情報はテレビでは閲覧することができません。各区からの発信は私たち自身にとって最も身近な情報であり、自身に関連する可能性の高い情報であると言えます。せめてケーブルテレビのごみカレンダーに登録された、これもほとんどの方が自分の地域に登録されてると思うんですけども、その情報と連動して閲覧できるようにすべきと考えますが、町としての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） あんしんアプリにつきましては、自分が知りたいという情報を選択できるわけですが、データ放送というのはアプリと違しまして、情報を選択できないという仕組みになっております。データ放送を導入する際に、各区からの情報を全戸に一斉配信するか、またはテレビ画面で地区を選択して閲覧できるようにするかなどについて、様々検討した経緯がございます。しかし、運用面やシステム上に課題がありましたので、各区からの情報を閲覧することは困難であると判断をいたしました。

また、各区長様方は、区内にのみ配信するものとして多分運用されるんじゃないかなと思います。ですから、区から配信したい情報を全町民が閲覧されるというのは想定されていないんじゃないかなと思うわけでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 分かりました。

続きまして、（7）の質問になります。

町内を回っていらっしゃたら、思いのほか京丹波あんしんアプリ自体をダウンロードされていない方に結構出会います。1日に2件、僕もダウンロードのお手伝いをしたとかいうような

日もありました。それは実際、私の経験上、以前実施されたアプリの講習会に参加されるほどではない年齢、比較的若い方が多かったように感じます。さらなるアプリのダウンロードを促進するために、例えば令和4年度の1年間とか、広報京丹波やお知らせ版など、発行ごとにアプリのQRコードを掲載してみたりとか、あと常にケーブルテレビの画面上の隅にでも表示するなど、アプリのダウンロードの促進策を行うべきと考えますが、そのようなお考えはないか、お伺いさせていただきます。

それともう一つ、お隣の南丹市の一部地域におきましては、情報機器に習熟した住民が主体となって、高齢者などの機械の操作に不安のある方を対象とした、その方をサポートするデジタルお助け隊という組織が発足したという記事が新聞に出ておりました。身近な住民が身近な住民をサポートするという点は、まさに共助であり、安心感もあり、素晴らしい取組だというふうに思います。本町でも同様の取組を行う組織を作り、活動経費を補助できる仕組みを検討できないか、併せてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） CATVからこのあんしんアプリに変わりました。全町民があまねく、やっぱりアプリを使って行政情報等をキャッチしていただきたいというのが大きな願いでございます。したがって、いつでも本庁なり支所の窓口で随時相談対応を行っておりますので、ご不明な点がございましたらどうかお気軽にご相談、お問合せいただきたいと思いますし、積極的に行政側からも、そういうご利用の促進を働きかけなきゃならないと思っております。

また、京丹波町地域にぎわいづくり補助金交付事業という制度がございます。そういう中で、地域における取組に対する、先ほどおっしゃいましたお取組など、そうしたことの取組事業に対して補助対応をさせていただくということでございますので、このデジタルお助け隊といったようなものは考えておりませんが、各区が実施されるなら補助対応させていただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 情報発信は、今、京丹波町が最も力を入れるべき施策の一つだと思います。非常に厳しい言い方なんですけど、魅力のないまち、魅力を伝えきれないまちには人は集まりません。そのようなまちに明るい未来はないかと思えます。根本的にそこに郷土愛は生まれません。

また、町長がおっしゃるフードバレー構想においても、間違いなく重要なファクターであると思えます。今後の情報発信に大いなる期待を申し上げまして、質問事項1を終わらせて

いただきます。

続きまして質問事項2、ごみの問題についてであります。

各区に設置されているごみの集積場所が自宅から遠く、高齢者にとってはごみを出すのも一苦労だというふうにお伺いすることがあります。ごみの回収日には、高齢者が一輪車などに乗せて早朝から集積場所へ重いごみを持っていかれている姿をよく見ます。燃えるごみはどうしても重量はかさばり、運搬するのもかなり大変です。ごみの集積場所を地域の実情に応じて増設し、出しやすい環境を整えるべきだと考えますが、このことにつきまして見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） ごみの集積場につきましては、各集落内の適切な場所に設置をいたしておりますが、区の実情に応じて位置の変更、増設、撤去などの要望に応じてきたところがございます。ご要望がある場合は、区において土地所有者の承諾とともに、設置希望場所を選定していただきまして、担当課へ相談していただけたらいいと思います。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 次の質問ですけれども、現在可燃ごみの袋につきましては容量が45リットルの大、30リットルの中、15リットルの小と3種類あります。ただ、ビニールごみにつきましては45リットルのものしかないということになっております。今はビニール類に当てはまるもの以外のプラスチックや、汚れたビニール類も可燃ごみとして出すことになっておりまして、以前と比べますとその排出量自体も減少しています。

このような状況の中、独り暮らしをされている方からは排出量が少なく、袋がいっぱいになるまで時間がかかって、逆に不衛生だという声をお伺いしたことがあります。現実的に独り暮らしの世帯が増えている町内でありまして、せめてもう一種類、例えば30リットル程度の容量の小さなビニール用ごみ袋を設定すると、住民の皆様にとりまして利便性や衛生面が向上するのではないかというふうに考えるわけなんですけれども、このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） ビニール類につきましては、ご指摘のとおり令和2年度からの分別方法の変更によりまして、排出量は相対的に減少いたしております。ですから、とりわけ独り暮らしの世帯におきましては、袋がいっぱいになるまでかなりの日数を要するといったことで、ちょっと現実的じゃないなと思います。

ですから、それに対応した袋の大きさを考える必要があろうと私も思いますので、ぜひ船

井衛管に申入れをして、考えていただけますようお願いしていきたくと思います。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ぜひとも、前向きにご検討いただけたらというふうに思っております。

3つ目の質問ですが、町のホームページを見ておりました、思わずあれっと思ったのですが、ごみ袋等の販売店が、丹波地区では13か所、瑞穂地区で8か所、和知地区で15か所、綾部市に1店舗あります。しかしながら、役場本庁舎や瑞穂、和知各支所では購入することができません。可燃ごみ袋、ごみ袋、家電・粗大ごみ用シール、くみ取り券を、住民サービスの最前線であるこれらの本庁、支所で来庁のついでに購入機会を増やすという意味合いで、購入できるようにすべきではないかというふうに考えるわけなんですけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 可燃ごみの収集袋なり粗大・家電シールなどの販売は、町内の商店等で取り扱っていただいております、販売数に応じて各店舗に取扱い手数料をお支払いするというシステムになっております。役場本庁及び支所での販売というご提案ではあるんですけども、先ほど言いましたように、地域経済の活性化という点でシステム化をしておりますので、現状の販売体制でご理解いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） おっしゃることはよく分かるんですが、購入機会を増やすという意味合いでは、結構必要なことかなと思ったりもしますので、また検討いただければというふうに思います。

次の質問ですが、町内を回っておりますと、テレビでも取り上げられるようないろいろなごみや廃棄物が大量に自宅やその周辺に放置された家庭が実際に存在します。また、明らかに不法投棄がなされたような場所もあります。環境のみならず、防火・防犯の観点からも対策が必要というふうに考えるわけなんですけれども、町としての現状の認識と取り得る対策について、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、国民の責務として廃棄物を分別して排出等を行うことと定められております。国民一人一人が責任を持っていただく必要があるかと思っております。

一方、市町村はその固有事務として、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずる必要があるということから、ご家庭から排出された廃棄物を処理いたしております。本町といた

しましては、船井郡衛生管理組合のパンフレットであります、ごみの正しい分け方と出し方というパンフレットが発行されておりますけれども、それによりましてごみの適正な排出について、引き続き啓発に努めていくということでもあります。分別方法など不明なことがございましたら、役場あるいは船井衛管にご相談していただけたら幸いですし、個別的な適正な排出については説明をさせていただきます。

また、防火等の観点から、家の周りに廃棄物を大量に置かれますと、火災の原因になったり、あるいは動物などによるごみの散乱につながったりしますので、どうか定期的に適正にごみを出していただくよう、この啓発を強めるということが現実的な方法だと思っております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ごみの問題につきましても非常に身近な問題でありまして、今後到来する超高齢化社会に向けて、安心して暮らしていけるような施策を推進いただきますようお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

質問事項3、町営バスについてであります。

乗務前のアルコール検知点検につきまして、お伺いをいたします。

安全運行というものが当然ながら大前提にあるわけなんですけど、民間のバス会社では、私も立ち会ったことがあるのですが、測定器を使い、かなり厳しいアルコール検知点検を出発前にされております。町営バスにおいても、早朝に出発される運転手さんが多い中、どのような方法でアルコール検知点検をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 乗務前のアルコール検知点検につきましては、点呼の際にアルコール検知器に運転免許証をかざしまして、器具に呼気を吹き込むことで測定をいたしております。測定結果につきましては、乗務員名、運転免許期限、測定日時、アルコール濃度を記載したシートが発行されまして、点呼者が確認し、点呼簿に添付保存をしているということです。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、運行ダイヤの策定に当たりまして、乗客の利便性を考えたダイヤ編成をされていると思うんですけども、乗客に接している運転士においてもその意見をダイヤ編成に積極的に取り入れるべきだというふうに考えます。現状のダイヤ編成における課題点と今後について、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 運行ダイヤにつきましては、乗務員と協議を行い策定をいたしております。

ます。今後におきましても、乗務員のご意見を伺いながら利便性のよいバスの運行に向けて努めてまいります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） お住まいの場所によりましては、町営バスが直通運転をしておらず、乗換えが必要な場合もあるかなというふうに思います。例えば各地から明治国際医療大学病院とかに行かれる場合や、一部を除く瑞穂、和知地域から本庁やマーケスへ行かれる場合など、様々なパターンが想定されます。乗継ぎを行う場合、現状は1乗車ごとに200円の運賃を支払うこととなっていると思うんですが、乗継ぎ割引の制度を作ることによって、乗継ぎ客への利便性と、さらには乗車率の向上を図るお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 乗継ぎ料金の割引でございますが、令和3年度に料金改定を行いまして、一律200円に統一したことで、乗継ぎ料金の上限500円の設定に該当しないことから廃止したということであります。現在、2路線を乗り継いだ場合に、料金改定前の乗継ぎ料金よりも100円安くなるということから、現在のところ乗継ぎ割引については考えておりません。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 現在、町営バスの路線の多くが町内に4つあります道の駅を経由、もしくは通過しておりまして、バス停が設置されております。農家の中には高齢であるとか、人手不足のために生産物を出荷したくてもできないというような方がいらっしゃいます。国土交通省からも、貨客混載を通じた自動車運送業の生産性の向上についての通達というものが出ておりまして、平成29年8月7日付でなされております。その中身を少しだけ抜粋しますと、人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となってる過疎地域において、人流・物流サービスの持続可能性を確保するためには、従来の自動車運送事業のあり方とは異なる新しい事業展開を可能とし、その生産性向上を図っていくことが必要である。旅客の運送に特化した従来からのあり方を転換し、旅客運送と貨物運送の両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、全国において一定の条件の下で事業のかけもちを行うことができる措置を講じたとあります。また近隣では、三田市で市内を走る神姫バスとJA兵庫六甲が連携し、貨客混載事業を2021年、昨年7月より始めています。

町営バスにおきましても、バスの空きスペースを活用することでバス路線の生産性が向上し、つまりは運賃収入が期待でき、路線網やダイヤの維持にも寄与できるのではないかとこのように思います。

さらには、これまで出荷を諦められていた高齢の農業者の方にも出荷のチャンスが生まれ、生産意欲の向上が図れたり、品薄になりがちな午後の農林産物の補充が可能になるなど、町長のフードバレー構想にも通じるものがあり、車両の改造など多少の費用はかかりますが、そのメリットは大きいというふうに思います。

また、ほかの自治体運行でのバスでは、私が調べた範囲ではその実施例が少なく、先進的な取組であるのではないかなというふうに思います。

このような点からも、当町の町営バスにおきまして、貨客混載としての運行ができないかぜひご検討いただきたいのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） お客様と貨物を一緒に乗せて運行をする事例、全国でも幾つかあることは、ニュース等でも私は承知をいたしております。しかし、いろんな制約がある中での運行でございまして、本町でそれを落とし込みますと、まず旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていることが必要となります。現在の町営バスはスクール混乗型で運行いたしております、通学時間帯によっては貨客混載での運行は大変難しい状況だと思います。

また、貨客混載での運行を行うには、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がない場合に限り、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を行うことができるとされております。実施に際しましては、そうした地域の貨物自動車運送事業者との協議や、バス路線・ダイヤの検討及び道の駅の運営事業者などとの協議が必要と考えております。これからの検討課題だと考えております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 貨客混載につきましては、非常にいろんな制約があるというのは僕も分かっておりましたので、まず問題提起というような格好で取り上げさせていただきました。

ただ、町営バスの在り方につきましては、将来確実に訪れます超高齢化に対応するべく、免許を返納した後でも移動手段の確保に不自由なく安心して暮らしていけるように、先を見越した公共交通施策が必要であります。前回の一般質問でも申し述べました町営バスのオンデマンド化につきましても、私自身も研究を重ねますので、今回の貨客混載と併せましてぜひともご検討いただければというふうに思います。

駆け足になりますが、続きまして最後の質問項目4、学校でのコロナ対策についてお伺いをいたします。

1月以降新型コロナウイルスのオミクロン株が世界中で猛威を振るっており、ここ京丹波

町でも連日の感染確認がなされております。このことによりまして、1月から2月にかけて、町内の小中学校では休校や学年閉鎖が相次ぎました。現在の小中学校や保育所、幼稚園がどのような状況にあるのか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えをします。

小中学校と幼稚園の状況でありますけれども、ご指摘がありましたように3学期当初より児童生徒の感染が相次ぎ、感染防止、拡大防止のため学校全体の閉鎖を実施しましたのが下山小学校、瑞穂小学校の2つの小学校と、瑞穂中学校の1校であります。

また、学級閉鎖を実施しましたのは丹波ひかり小学校、下山小学校、瑞穂小学校、和知小学校の4つの小学校の12学級でございました。

なお、幼稚園については閉鎖をするということなく、通常の園活動の運営を続けてまいっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 保育所におきましては、1月以降、3保育所合わせて十数名の児童及び職員の感染が確認されました。その都度南丹保健所や園医と報告、連絡、相談を行いまして、指示を仰ぎながら開園はしておりますが、2月24日にみずほ保育所の園児に陽性者が出た事例につきましては、感染拡大防止のため学級閉鎖を2月25日から3月1日まで実施をいたしました。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） このことにつきまして、少し関連質問をさせていただきます。

新聞報道を見ておりますと、比較のできる亀岡市や南丹市などは、1回の学級閉鎖がおおむね二、三日程度であるのに対しまして、京丹波町内の小中学校の学級、もしくは学校閉鎖につきましては5日間と長くなっております。これは感染状況の厳しさによるものかどうか、お答えをいただけますとありがたいです。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学級閉鎖等の対応につきましては、町で定めております新型コロナウイルス感染症の対応ガイドラインにより定めております。このガイドラインは、文部科学省が示しております基準に準拠したものでございます。

もう少し具体的な内容を申し上げますと、学級閉鎖については同一学級に複数の感染が確認された場合、または感染が1名であっても、複数の濃厚接触者あるいは有症状の者がいる

場合、こういう場合も学級閉鎖の要件としております。

また、学校閉鎖についてですが、複数の学年が学級閉鎖、学年閉鎖となり、他に感染が広がるおそれがある場合については、学校全体の閉鎖としております。この際は、学校医との協議、助言をいただいで判断をしております。

ご指摘、質問のありました閉鎖の期間の目安であります、5日から7日と定めております。この目安についても、文科省で定めた基準であります。この間、コロナ感染症の新たな知見が明らかになるにしがいまして、当初は14日、次に10日、そして現在は5日から7日と定めております。これに従って、本町では対応しているということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） オミクロン株の特性から考えますと、小中学校での感染対策が町全体の感染対策防止の鍵を握っていると言っても過言ではないかというふうに思います。現在行われております小中学校での感染防止に向けた具体的な取組につきまして、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小中学校におきましては、まず児童生徒の健康観察が最も重要と考えております。朝、児童生徒の健康観察、検温、これをまず徹底してやっております。そしてふだんと体調が少しでも異なる場合には、児童生徒、教職員とも自宅で休養し、待機すると、こういう措置を取っております。

また、教室におきましては、エアコン使用時におきましても、常時換気の実施、それから、前向きで黙食で給食を行うなど、こうした徹底をしております。こうした基本的な感染対策の強化、徹底をまず基本にやっております。

また、それぞれ教科等の授業では、児童生徒が長時間、近距離で対面形式になるグループワークなどについては制限をし、具体的な学習、活動場面ごとに感染対策を講じています。これについても、文科省から定められた基準等に準拠して取組を進めております。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 様々な取組をしていただいていることがよく分かりました。

ただ、学校での感染防止対策の一環として、ワクチン接種が挙げられるかなというふうに思います。現在、18歳以上につきましては3回目の接種が行われておりますが、6か月前後でその抗体量が減少すると言われております。今後も、同様の接種は継続されるのではな

いかなというふうに考えております。不特定多数の児童に日常的に近いところで接する教職員にも、介護や医療などいわゆるエッセンシャルワーカーと同様に優先的にワクチン接種を行うべきというふうに考えますが、その見解をお伺いします。

またあわせまして、西山議員の質問にありました、学童保育の支援員の方にも同じように優先接種を行えないかどうか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 小中学校の教職員の皆さんの一、二回目のワクチン接種につきましては、町で希望者を取りまとめの上、京都府の大規模接種会場をご利用いただいたところでございます。追加接種につきましても、早期に京都府の大規模接種会場をご利用いただけますように、ご希望に応じて接種券を発行する旨教育委員会を通じて周知したところです。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 放課後児童クラブの支援員に関しましては、町の接種会場におきまして2月19日から優先接種者という形で取扱いをしていただいております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ちょっと非常に懸念することが1つありまして、休校や学級閉鎖、登校停止に伴う学習の遅れです。本来なら対面で行われるべき意思疎通の不足とか、学習の遅れを取り戻すという意味合いでいくと、現在小中学校では1人1台のタブレット端末の貸出しを行っていますが、これらを使用してのリモートでのフォローも可能というふうに考えるわけですが、現状とその対応についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本年度当初から、各学校におきまして新型コロナウイルス感染症による臨時休校、あるいは学級閉鎖ということ想定し、タブレット端末を活用した家庭学習の準備を進めてまいりました。1月からの学級閉鎖、学校閉鎖に際しましては、テレビ会議システムあるいは授業支援ソフトを活用して、オンライン授業、オンラインによる日々の健康観察、学習支援ソフトによる自主学習等、児童生徒の学習の保障や学校との連携、つながりの観点からそれぞれ学校で取組を進めていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 間もなく卒園式や卒業式を迎えるわけでございます。子どもにとっても、また親にとりましても人生の大きな節目でありますので、大変重要な式典であるという

ふうにしております。私自身、子を持つ親としての立場からも必ず実施していただきたいと思うわけですが、安心・安全に式を挙げるための具体的な手だてについてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本年度も、年度当初から様々学校行事がコロナ感染症により延期等せざるを得ない状況でありました。5月に予定しておりました修学旅行も、秋に延期をし、その際バス移動の車両を大型化するなど、感染症対策を講じた上で、町内小中学校全て無事に終えることができました。

卒業式、入学式につきましても、1月に成人式を実施をいたしました。人生の中で非常に大切な節目の儀式的行事でもありますので、議員から今ありましたように、実施をしていくという方向で検討しております。その際、規模の縮小、時間短縮などを工夫して、安心・安全な式典となるように心がけていきたいというふうに考えております。

それに伴いまして、本来であれば議員の皆様にもご出席をいただき、児童生徒に励ましの言葉をいただくのが本来ではありますが、こうした事情でありますので、今回の卒業式につきましては各学校からの案内を控えさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 保育所の卒園式につきましては、在園児の参加はしないとして、卒園児とその保護者2名までの列席として、規模を縮小して実施を予定いたしております。式当日は体調が優れない場合は参加を控えていただくこと、マスクの着用と入室までに検温と手指消毒を徹底していただきまして、換気等感染対策を行って挙行します。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 先ほども申し述べましたように、学校、また保育所等での感染防止対策が、地域での感染拡大防止に非常に大きな役割を果たすというふうに思います。引き続きの積極的な感染対策と学習面のフォローに取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、居谷の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（梅原好範君） これで、居谷知範君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は3月7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午前 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 畠中清司

〃 署名議員 山崎眞宏